

設置の趣旨等を記載した書類

ア 設置の趣旨及び必要性

(1)大学の沿革

本学を設置する学校法人は明治 24(1891)年に「体育会」として発足、翌年に「日本体育会」に改め、さらに平成 24(2012)年に「日本体育大学」と改称して現在にいたる。この間、体育教員養成機関を設置して有為な人材を輩出してきた。この機関は明治 26(1893)年に「体操練習所」としてスタートし、明治 33(1900)年から「体操学校」と称する各種学校となり、昭和 16(1941)年に「日本体育専門学校」へ、さらに昭和 24(1949)年に「体育学部」を設置する「日本体育大学」として新制大学へと昇格した。平成 25(2013)年には、体育学部の卒業生が他大学の通信教育課程を経て小学校教員として赴任しているケースが少なくないことからなどから自前での養成を目指して「児童スポーツ教育学部」を増設、さらに平成 26(2014)年には医療分野に貢献すべく「保健医療学部」を増設している。

一方、昭和 50(1975)年 4 月に大学院体育学研究科体育学専攻の修士課程を設置、平成 10(1998)年 4 月には博士課程を開設した。これを機に研究科の名称を体育科学研究科に、専攻を体育科学専攻に改め、体育科学分野における教育と研究の拠点を形成してきた。この研究科では児童を対象にした実践的な運動教材の研究も行われてきたが、他の児童教育分野との連携が進めば、さらに多くの研究成果が得られるものと考えている。

(2)研究科の設置及び必要性

①本学が教育学研究科を設置する理由

本学は平成 25(2013)年 4 月に「児童スポーツ教育学部」を開設してきたところであるが、平成 29(2017)年 3 月に完成年度を迎えることから、この学部卒業生の高度教職実践者等の育成及び研究の継続性を確保するために「教育学研究科(実践教科教育学専攻)博士前期課程及び博士後期課程」を設置する。

これまでの小学校の教科教育において、学問分野の総合的な知識内容を発達段階や学習者の理解力に応じて選別、配列、組織化することを重視してきたが、学問分野の進展、高度化とともに学習者集団の多様化が進んだことから、急激に変化する社会に対応した「生きる力」を育むための教科課程を行使することが難しくなってきた。そこで本研究科では、伝達すべき既成の知識や情報のみを内容とする教育課程ではなく、これに加えて知識や情報を批判的に選択・受容し、また積極的に文化を創造したり、問題を解決したりする能力・技能を内容とする教育課程を通して教授・学習しうる人材を育成する。

博士前期課程では高度の専門的職業人を養成し、後期課程において研究者を養成する。また現職の教員に対して時代の変化に対応しうる新情報を提供する

ために、昼夜開講の研究科として開設する。これによって教員免許 10 年更新制を補充するとともに、本学が立地するキャンパスの利便性を活かして都内の小学校現場に勤務する現職教員に格好の学び(再教育)の場を提供することができる。

これまで本学は大学院体育科学研究科において児童のための体育教材研究を継続的に研究してきた。そこで 9 教科 2 領域における小学校教員養成課程の中軸に体育教科を据えて、健康・体力・生きる力を育み、各教科間の共通性と固有性を見直し、新しい教員養成の在り方を追求する。

(3)社会的背景

社会的な背景として、教育課程の変遷や中央教育審議会の答申を取り上げ、次いでそれらの分析から大学院研究科を設置する理由・必要性について述べる。

①教育課程の変遷

平成元(1989)年から現在までの教育課程の変遷は次のように整理できる。平成元(1989)年は生活科という教科の新設と各教科の内容の精選、平成 10(1998)年は教科の内容の厳選、平成 20(2008)年は言語活動による能力の育成、そして、今、議論されている教育課程は教科横断的な能力と教科固有な能力であるといえる(中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程特別部会論点整理(平成 27(2015)年 8 月 26 日)。

上述の教育課程の変遷は、次の 2 点を含意すると考えられる。

- (a) 教育課程における教科の存立は時代とともに変化する。
- (b) 子供を育成する能力は教科間や教科内の領域のそれぞれのレベルで明確にすることが求められている。

これら(a)、(b)の課題は、学校教育において中核を担う教科とは何か、あるいはなぜ教科を区分するのかなどの教科の存立基盤、及び教科の本質とは何かなどに整理できる。・・・社会状況分析 1

②中央教育審議会の答申

平成 24(2012)年 8 月 28 日中央教育審議会は、「教職生活全体を通じた教員の資質・能力の総合的な向上方策について」において、「2. これからの教員に求められる資質・能力」で教職生活全体を通じて、実践的指導力等を高めるとともに、社会の急速な進展の中で、知識・技能の絶えざる刷新が必要であることから、教員が探究力を持ち、学び続ける存在であることが不可欠である「学び続ける教員像」の確立、つまり、学び続ける教師を答申している。

また、この答申において、国公立大学一般の修士課程の見直しにおいて、修士課程のカリキュラムとのバランスに配慮しつつ、学校現場のニーズに応え得る実践性を備えた教育の体制の整備が必要であることを提言している。

さらに、平成 26(2014)年 7 月 28 日中央教育審議会は、これからの教育を担う教員が必要な資質・能力を獲得できるようにするため、教員養成・採用・研

修の接続を重視し、再構築するための方策を提言している。

上述してきた答申から、実践力を備えた学び続ける教師を育成することが急務と考える。・・・社会状況分析 2

(4)本研究科の構想

今まで述べてきた、社会状況の分析から、本学では以下のような人材を養成する研究科の設置が必要であると考えた。

①社会状況分析 1 から

社会状況分析 1 から、教科とは何か、あるいはなぜ教科を区分するのかなどを、学習する子供の視点に立ち、教育課程全体や各教科等の学びを通じて「何ができるようになるか」という観点、及び「教科の本質とは何か」などという、教科の存立基盤や教科の共通性と固有性という視点から学習指導を構想できる人材(カリキュラムプラクティスト)の育成が必要であるといえる。

例えば、各教科は、言語や記号、社会事象や自然事象などの異なる対象をもとに、種々の対象に関する認識方法が異なることで成り立つ。これは各教科の固有性といえる。これに対して、各教科には、①言語や記号、社会、自然などの対象への働きかけ方と、各教科で対象に働きかけることによって獲得する知識・技能や能力、態度、及び人間性など、対象に対する働きかけによって学習者が②獲得するものがある。つまり、対象への働きかけ方と働きかけを通して獲得するものがあるといえる。①と②の視点から教科をとらえることが教科の共通性といえる。このような視点で教科を統一的にとらえることにより、教科の本質や教科で育成する人間性がより一層明確になるといえる。

今まで述べてきた考え方のもとに、本学では小学校教員養成を基盤として、教科の共通性を基底に、教科の存在基盤やその区分などから各教科の本質である固有性をとらえる、という新しい見地から学習指導を構想し展開できる人材(カリキュラムプラクティスト)を養成する研究科を構想した。

②社会状況分析 2 から

社会状況分析 2 で明らかにした実践力を備えた学び続ける教師とは、具体的には、次のような姿になると考えられる。すなわち、授業実践を行い、その実践を教科の本質や教材の本質という見地から課題を見いだし、その課題を追究し、絶えず授業改善を行うという自立的実践研究力を有する人材(カリキュラムプラクティスト)である。

また学習指導あるいは授業という研究対象は、各教科におけるカリキュラムにもとづき具体的になる。このため、博士後期課程では、世界的視野で各教科における教育課程に関する理論と具体的な学習指導とを往還させ、教育課程をもとにした学習指導レベルでの実践的研究ができる人材(カリキュラムスペシャリスト)を育成する研究科を構想した。

以上のような社会的背景の分析から、今までにない見地で学習指導あるいは

授業を構想し展開していく博士前期課程と博士後期課程とを有する教育学研究科(実践教科教育学専攻)を設置することにした。

(5)研究科で育成する能力

①博士前期課程で育成する能力

新設する教育学研究科(実践教科教育学専攻)ではまず、教育活動の具体的な場である各教科の授業実践を行い、教科の存立基盤や教科の本質、教材の意義等の視点からその実践的課題を見いだし、その課題を解決していくという、絶えることなく授業改善を行う教師、すなわち「実践的な教育力」を備えた教師の育成を目指す。

加えて、各教科の授業実践を通して、自己の実践を常に改善していく研究方法とその『すべ』を獲得することにより、いわゆる「学び続ける教師」を養成しようというものである。

②博士後期課程で育成する能力

博士後期課程では、世界的視野で各教科における教育課程に関する理論と具体的な学習指導とを往還させ、教育課程をもとにした学習指導レベルでの実践的検証力の育成を目指す。実践的検証力を育成するにあたって、各教科においてカリキュラムに関する理論と学習指導とを往還する分野において新しい研究領域を見いだす力とそれを解決していくための論理構成力の育成も目指す。

なお、本研究科の修了生について、博士前期課程の修了者は国内の各学校や世界各地における JICA などで活躍できること、また、博士後期課程の修了者は教職大学院などの大学教員として活躍できることを想定している。

(6)既設学部・大学院との関係

教育学研究科(実践教科教育学専攻)は、実践力を備えた学び続ける小学校教員を養成するため、小学校教諭免許を取得する課程である児童スポーツ教育学部児童スポーツ教育学科を基礎とする。

児童スポーツ教育学部児童スポーツ教育学科の教育課程は「基幹科目」「展開科目」「教育の基礎」「教育の教科の内容及び指導法」及び「自由科目」を置き、「教育の教科の内容及び指導法」では児童の多面的な発達を促す初等教育の各教科の内容及び指導法に関する諸科目について学修し、授業改善に繋がる教育課程である。

この教育課程は、本研究科の博士前期課程で目指すところの「授業実践を行い、その実践を教科の本質や教材の本質という見地から課題を見出し、その課題を追求し、絶えず授業改善を行うという自立的実践研究力を有する人材(カリキュラムプラクティスト)」に繋がるものである。

教員の構成は、次のとおりである。

■博士前期課程 専任教員 13名(教授 12名 准教授 1名)

■博士後期課程 専任教員 10名(教授 9名 准教授 1名)

なお、傍証として、平成 27(2015)年 7 月下旬及び 8 月下旬に、東京都世田谷区と東京都町田市市内の現職の小学校教員(体育の実技研修会参加者：87 名、アクティブ・ラーニングの研修会：101 名)を対象に、以下のような調査を行った。

研究と教育を対象とした実践的な大学院の必要性について、「必要である」、「やや必要である」、「あまり必要でない」、「必要でない」、という 4 件法で選択する方法で問うた。その結果、約 9 割の小学校教員が実践的な大学院の設置を望んでいることが明らかになった。

また、大学院に通う時間帯について、「平日昼間」、「平日夜間」、「週末昼間」、「週末夜間」のうちから 1 つを選択するという方法で問うた。その結果、主に、週末昼間と平日夜間の開講を希望していることが明らかになった。

以上のような現職教員に対する調査から、実践を中核とした大学院の希望者が多く、大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例を適用した教育学研究科(実践教科教育学専攻)を設置することとした。

イ 修士課程までの構想か、博士課程の設置を目指した構想か

(1)研究科の概要

「教育学研究科(実践教科教育学専攻)」は、博士前期課程及び博士後期課程の設置を想定している。表 1 に示すように、博士前期課程(2 年)と博士後期課程(3 年)という区分制をとり、「実践教科教育学」という 1 専攻から構成し、博士前期課程と博士後期課程を同時開講とする。

(2)専攻の概要

教科教育学は、主に国語、社会、算数、理科、体育などの各教科から構成しているが、本研究科では、表 2 に示すように、研究の基盤を学習指導とする実践教科教育学専攻とする。

博士前期課程では、「国語科教育」、「社会科教育」、「算数科教育」、「理科教育」、「体育科教育」という 5 種に大別し構成する。

また、博士後期課程では、「国語教育学」、「社会科教育学」、「数学教育学」、「理科教育学」、「体育科教育学」という 5 種に大別し構成する。

表 1 入学定員、収容定員

研究科	専攻	入学定員		収容定員	
		前期課程	後期課程	前期課程	後期課程
教育学	実践教科教育学	20	5	40	15

※開講年：博士前期課程 平成 29(2017)年 4 月

博士後期課程 平成 29(2017)年 4 月

表 2 博士前期課程、後期課程の関係

実践教科教育学専攻				
博士後期課程				
国語教育学	社会科教育学	数学教育学	理科教育学	体育科教育学
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
博士前期課程				
国語科教育	社会科教育	算数科教育	理科教育	体育科教育

ウ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本研究科は、設置の趣旨及び必要性で示しているように学習指導レベルでの実践的検証力並びに新しい見地からの教科教育学の構築を目指す、実践的検証力を育成する研究科であり、教職大学院とは異なることから、名称は「**教育学研究科(実践教科教育学専攻)**」、学位の名称は「**修士(教育学)**」及び「**博士(教育学)**」とする。

(1)研究科、専攻等の名称

①研究科名称 教育学研究科

Graduate School of Education

②専攻名称 1)実践教科教育学専攻 博士前期課程

Master's Program in Practical Subject Pedagogy

2)実践教科教育学専攻 博士後期課程

Doctoral Program in Practical Subject Pedagogy

(2)学位の名称

①博士前期課程

修士(教育学) Master of Education

②博士後期課程

博士(教育学) Doctor of Education

エ 教育課程の編成の考え方及び特色

(1)博士前期課程

現在の小学校教員養成は 9 教科 2 領域の指導が教育職員免許法によって義務

づけられており、多くの教職大学院はこれにもとづいて授業実践の工夫を行っている。

本研究科は研究レベルで、まず、教科とは何か、なぜ教科の区分がされるのか、という問いから、教科の成立基盤や教材の解釈を考えるための教育課程を編成する。具体的には、この問いのもとに、①各教科の授業実践を通して自己の実践を絶えず改善していく研究方法、及び、②各教科の授業実践を通して自己の実践を絶えず改善していく「すべ」の獲得から絶えず授業改善を行うという、自立的実践研究力の育成を目指す。これら①②を学ぶことにより、今までの授業実践における教材に関する解釈と異なり、学習者の学びが豊かになると考えられる。

9 教科の指導がそれぞれ独立ととらえると、教科における指導は各教科で異なり、組織的・体系的にはならず、教科に共通する指導や人間性の育成が希薄になると考える。そこで、本研究科では、各教科を統一的にとらえるため、教科の共通性と固有性という考え方を導入することにより、新しい教科教育の指導が展開できると考えた。具体的には、以下のような考え方に立脚した。

各教科は、対象(例えば、社会や自然など)が異なることで成り立つ。これは各教科の固有性といえる。

これに対して、各教科には、学習者が、対象(言語、数・量・図形、社会事象や自然事象など)及び対象への働きかけ方と、対象に対する働きかけを通して獲得するもの(知識・技能、能力、態度、及び人間性など)があるといえる。これらの視点から教科をとらえることが教科の共通性である。このように各教科を統一的な視点でとらえることにより、教科の本質や教科で育成する人間性がより一層明確になるといえる。

今まで述べてきた考え方のもとに、本研究科の教育課程を「教科基盤科目」、「教科共通科目」、「教科選択科目」に区分し編成する。

- 1 「教科基盤科目」：教科の成立基盤や教科区分、教科の本質、人間性の育成などから、各教科の本質にもとづく、学習指導の構成について理論と実践の両側面で深く学ぶ。(5科目 10単位 必修)
- 2 「教科共通科目」：各教科(国語、社会、算数、理科、体育)で、学習指導レベルで目標や学習指導、評価について優れた実践を深く学ぶことから教科の共通性をもとに優れた実践のすべを学ぶ。(5教科 10単位 必修)
- 3 「教科選択科目」：各教科(国語、社会、算数、理科、体育)の固有性のもとに、自分が選択する教科において学習指導レベルで目標や学習指導、評価に関する構成方法について深く学ぶ。{各教科(国語、社会、算数、理科、体育)の専門 4科目 8単位＋他教科 1科目 2単位以上を選択}

なお、各教科の実践は、「教科基盤科目」や「教科選択科目」において、目標、教材、学習指導、評価という視点から大別し科目構成を行った。これらの科目では、教科の共通性、独自性という視点から教科の対象とするものは異なるが、学習者に獲得させるものは共通するという考え方で科目のシラバスを編

成した。

表 3 博士前期課程の授業科目

区 分	授 業 科 目	授 業 形 式	単 位 数			履 修 単 位
			必 修	選 択	自 由	
教科基盤科目 (必修)	教科教育特論	講義	2			10
	教科教育研究法	講義	2			
	教科目標論	講義	2			
	教科学習指導論	講義	2			
	教科評価論	講義	2			
教科共通科目 (必修)	国語科実践研究	講義	2			10
	社会科実践研究	講義	2			
	算数科実践研究	講義	2			
	理科実践研究	講義	2			
	体育科実践研究	講義	2			
教科選択科目	国語科特別研究Ⅰ	演習		2		10
	国語科特別研究Ⅱ	演習		2		
	国語科学習内容構成セミナー	演習		2		
	国語科教材開発セミナー	演習		2		
	社会科特別研究Ⅰ	演習		2		
	社会科特別研究Ⅱ	演習		2		
	社会科学習内容構成セミナー	演習		2		
	社会科教材開発セミナー	演習		2		
	算数科特別研究Ⅰ	演習		2		
	算数科特別研究Ⅱ	演習		2		
	算数科学習内容構成セミナー	演習		2		
	算数科教材開発セミナー	演習		2		
	理科特別研究Ⅰ	演習		2		
	理科特別研究Ⅱ	演習		2		
	理科学習内容構成セミナー	演習		2		
	理科教材開発セミナー	演習		2		
	体育科特別研究Ⅰ	演習		2		
	体育科特別研究Ⅱ	演習		2		
	体育科学習内容構成セミナー	演習		2		
	体育科教材開発セミナー	演習		2		
計						30

(2)博士後期課程

各教科におけるカリキュラムを具現化し学習指導力を高めた博士前期課程を踏まえ、博士後期課程では、世界的視野で各教科における教育課程に関する理論と具体的な学習指導とを往還させ、教育課程をもとにした高度な学習指導レベルでの実践的検証力を育成することを目的とする。各教科においてカリキュラムに関する理論と学習指導を往還する分野において新しい研究領域を見いだす力とそれを解決していくための論理構成力を育成できる教育課程を構築した。

上述の能力を育成するため、「共通分野」において博士論文作成の基礎的能力育成のための「カリキュラム開発講究」と、「専修分野」において博士論文を作成する「カリキュラム開発特別研究」の2つに大別した。

1「カリキュラム開発講究」では、典型的な論文に関して論文を作成する技法などを深く学ぶ。

具体的には、各教科教育分野において典型的な学術論文をもとに、特に、テーマ設定や解決方法、考察、結論の導出など論文の作成方法について解説する。

2「カリキュラム開発特別研究」では、未開発の領域の見だし方や論文の論理構成などを深く学ぶ。

具体的には、

- ① 各教科教育学の分野で、カリキュラムと学習指導との関係において代表的な学術論文を整理、分析することから未開拓の領域を見いだす方法などを学ぶ。
- ② カリキュラム開発講究の知見をもとに学会誌などに投稿する学術論文の書き方、テーマ設定や論の構成方法について学ぶ。
- ③ 博士論文を作成するため、問題の所在や解決方法、論文の章の構成方法などのそれぞれについて学ぶ。

表 4 博士後期課程の授業科目

区分	授 業 科 目	授 業 形式	単位数			履修 単位
			必修	選択	自由	
共通 分野	カリキュラム開発講究(国語教育学) カリキュラム開発講究(社会科教育学) カリキュラム開発講究(数学教育学) カリキュラム開発講究(理科教育学) カリキュラム開発講究(体育科教育学)	講義 講義 講義 講義 講義		2 2 2 2 2		4
専修 分野	カリキュラム開発特別研究Ⅰ(国語教育学) カリキュラム開発特別研究Ⅱ(国語教育学) カリキュラム開発特別研究Ⅲ(国語教育学)	演習 演習 演習		2 2 2		6
	カリキュラム開発特別研究Ⅰ(社会科教育学) カリキュラム開発特別研究Ⅱ(社会科教育学) カリキュラム開発特別研究Ⅲ(社会科教育学)	演習 演習 演習		2 2 2		
	カリキュラム開発特別研究Ⅰ(数学教育学) カリキュラム開発特別研究Ⅱ(数学教育学) カリキュラム開発特別研究Ⅲ(数学教育学)	演習 演習 演習		2 2 2		
	カリキュラム開発特別研究Ⅰ(理科教育学) カリキュラム開発特別研究Ⅱ(理科教育学) カリキュラム開発特別研究Ⅲ(理科教育学)	演習 演習 演習		2 2 2		
	カリキュラム開発特別研究Ⅰ(体育科教育学) カリキュラム開発特別研究Ⅱ(体育科教育学) カリキュラム開発特別研究Ⅲ(体育科教育学)	演習 演習 演習		2 2 2		
計						10

オ 教員組織の編成の考え方及び特色

(1)博士前期課程

①教員配置

博士前期課程の専任教員は、児童スポーツ教育学部専任教員を主として教授 12 名、准教授 1 名で構成される。なお、博士後期課程を担当する教員が博士前期課程も担当するので、博士の学位を有し、各教科教育学分野で既に大学院研究指導教員の資格を有する者 4 名を配置した。

②教育課程における中核的な科目、必須の理論科目等への適切な教員配置

教科の成立基盤や教科区分、人間性の育成などから、各教科の本質について理論と実践の両面から深く学ぶ「教科基盤科目」(必修)は、博士前期課程担当の専任教員(教授 12 名、准教授 1 名)全員がオムニバス形式で担当することとしている。

教科の共通性をもとに、目標や学習指導、評価に関する優れた実践のすべを学ぶ「教科共通科目」(必修)の担当者は、主に各科教育から教科の共通性などに配慮できる、教科教育学会に所属する者を配置する。また、教科の固有性をもとにした「教科選択科目」は、各科教育や教科教育に精通する者をそれぞれ配置した。

③大学院研究科の教員組織における中心となる研究分野

博士前期課程では、教科の成立基盤や教科区分、教科の本質、人間性の育成などから、各教科の本質にもとづく「教科基盤科目」や、教科の固有性をもとにした「教科選択科目」が中核になるので、教科教育学が研究分野の中心になる。

④教員組織の年齢構成

博士前期課程の専任教員は、40～49 歳 2 名、50～59 歳 3 名、60～64 歳 3 名、65～69 歳 5 名の教授・准教授、計 13 で構成している。年齢構成は高いが、本研究科の目標を達成するため、各科教育学、教科教育学を研究分野の中心とし、授業及び研究指導を行うに相応しい教育経験、教育業績及び実務経験を有する者を配置する必要がある。本学の定年は、「学校法人日本体育大学教職員定年規程」〔資料 1-1〕より 65 歳であるが、他大学で定年を迎えた教員については、「日本体育大学招聘教員規程」〔資料 1-2〕、完成年度までに本学の定年を迎える教員については、本学の「日本体育大学における学部・学科及び日本体育大学大学院における研究科・専攻の新設に伴う定年教員の再雇用に関する特則（案）」〔資料 1-3〕を適用し対応する。

⑤定年を超えて採用する教員の扱い

前項の教員の年齢構成から、完成年度までに本学の定年を迎える教員は、6名である。これらの教員に対しては、「日本体育大学招聘教員規程」で対応する。また、研究科の教育と研究の水準を維持するため、当該教員が担当する科目で欠員が生じた場合、相応の教育研究能力を有する人材を補充する。具体的には以下のような人事計画で行っていく。

① 既存の教員が職位昇進の場合はその者を後継者にあて、新たに若手教員を採用し将来の後継者候補とする。

② 既存の教員に該当者がいない場合、直ちにその後継者となる教授あるいは准教授を採用し、その補充を行う。

上述のような人事計画のもとで、十分な教育研究体制を常時維持できるように計画している。

(2)博士後期課程

①教員配置

本研究科博士後期課程は、教授 9 名、准教授 1 名、各分野 2 名ずつの教員で構成される。

博士後期課程では、世界的視野で各教科における教育課程に関する理論と具体的な学習指導とを往還させ、教育課程をもとにした学習指導レベルでの実践的検証力を育成することを目的とする。このため、実践的検証力を育成するにあたって、各教科においてカリキュラムに関する理論と学習指導を往還する分野において新しい研究領域を見いだす力とそれを解決していくための論理構成力を育成できる教育課程を構築した。

したがって、国語教育学、社会科教育学、数学教育学、理科教育学、体育科教育学の各科教育学において、博士論文作成のための高度な指導ができるよう担当教員は、博士の学位を有し、各教科教育学の分野で既に大学院研究指導教員としての実績を持つ者を主に配置した。

②教育課程における中核的な科目、必須の理論科目等への適切な教員配置

博士後期課程の教育課程における中核的な科目になる必修科目は 5 種の教科の「カリキュラム開発特別研究」であり、徹底指導できる体制を確立するために、博士の学位を有し、各教科教育学の分野で、既に大学院研究指導教員として実績のある者を主に配置した。そして、博士論文作成に係わる基礎的能力育成のための必修科目「カリキュラム開発講究」についても、博士の学位を有する教授、准教授を配置した。

③大学院の教員組織における中心となる研究分野

博士後期課程の教員組織において中心となる研究分野は、国語教育学、社会

科教育学、数学教育学、理科教育学、体育科教育学の各教科教育学が中心になり、分野毎の教員配置は均衡を保っている。

④教員組織の年齢構成

博士後期課程の専任教員は、40～49 歳 2 名、50～59 歳 1 名、60～64 歳 3 名、65～69 歳 4 名、教授・准教授、計 10 名で構成している。

本研究科の目標を達成するため、博士後期課程の教員は、博士の学位を有し、各科教育学、教科教育学の研究分野で、既に大学院研究指導教員として研究指導を行なってきたなど、後期課程の授業及び研究指導を行うに相応しい教育経験、教育業績及び実務経験を有する者を配置する必要がある。本学の定年は、「学校法人日本体育大学教職員定年規程」〔資料 1-1〕より 65 歳であるが、他大学で定年を迎えた教員については、「日本体育大学招聘教員規程」〔資料 1-2〕、完成年度までに本学の定年を迎える教員については、本学の「日本体育大学における学部・学科及び日本体育大学大学院における研究科・専攻の新設に伴う定年教員の再雇用に関する特則（案）」〔資料 1-3〕を適用し対応する。

⑤定年を超えて採用する教員の扱い

前項の教員の年齢構成から、完成年度までに本学の定年を迎える教員は、5 名である。これらの教員に対しては、「日本体育大学招聘教員規程」で対応する。また、研究科の教育と研究の水準を維持するため、当該教員が担当する科目で欠員が生じた場合、相応の教育研究能力を有する人材を補充する。具体的には以下のような人事計画で行っていく。

- ① 既存の教員が職位昇進の場合はその者を後継者にあて、新たに若手教員を採用し将来の後継者候補とする。
- ② 既存の教員に該当者がいない場合、直ちにその後継者となる教授あるいは准教授を採用し、その補充を行う。

上述のような人事計画のもとで、十分な教育研究体制を常時維持できるように計画している。

カ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 博士前期課程

①学期の区分

2 学期制を採用し、前学期と後学期に区分する。

②標準修業年限

博士前期課程(修士課程)の標準修業年限を 2 年とする。

③修了要件

教科教育の「教科基盤科目」として設定している必修科目「教科教育特論」

を含む 5 科目 10 単位、「教科共通科目」の必修科目である各教科(国語・社会・算数・理科・体育)実践研究の 5 科目 10 単位、選択科目の中から、主となる自己の専門教科(国語・社会・算数・理科・体育)における「特別研究Ⅰ」「特別研究Ⅱ」「学習内容構成セミナー」「教材開発セミナー」の 4 科目 8 単位、その他に他教科の「学習内容構成セミナー」または「教材開発セミナー」のいずれかから 1 科目 2 単位以上を選択し、合計 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で修士論文を提出し、その審査並びに最終試験に合格すること。

④授業の実施方法

実践教科教育学専攻で開講される科目は、教科教育における「教科基盤科目」、「教科共通科目」、「教科選択科目」で構成されており、すべて専任教員が担当する。「教科基盤科目」は、共通理解として必要な教科の成立基盤や区分、教科の目標・評価、指導論、研究方法など、教科の本質を深く学ぶために、各教科の専門教員によるオムニバス形式で講義を行う。

「教科共通科目」である各教科実践研究は、教科の共通性をもとに、各教科における授業実践について、児童の姿から、授業の目標に至らなかった要因の分析、抽出、授業のねらいの設定、指導過程の構成、教師の働きかけ方の妥当性を吟味し、適切な授業に改善する方法を教科毎に指導していく。

「教科選択科目」はすべて演習形式で行なう。各教科学習内容構成セミナー及び教材開発セミナーは、実践事例を分析・検証し、学習内容構成や教材構成の原理を導きだし、新しい指導内容や教材の開発に繋げていくものである。各教科特別研究については、研究指導教員のもと、国内外の学会誌から教科の実践に関する研究論文を収集し、整理、分析することから未開拓の領域を見出し、それを補完するための方法を解説することから、学生自らがその手法を使って、修士論文を作成できるようにしていく。

博士前期課程における各授業科目の概要を、以下に示す。

1)「教科基盤科目」

「教科教育特論」

教育課程とは何か、その成立条件、各教科の成立基盤や教科の区分、各教科の本質、及び各教科の本質にもとづく学習指導のあり方などについて解説する。

- ① 教科の成立基盤について、法的レベルや研究レベルから解説する。
- ② 各教科の必要性について解説する。
- ③ 各教科の区分について解説する。
- ④ 教科の本質に関する追究方法について解説する。
- ⑤ 各教科における人間性の育成について解説する。
- ⑥ 各教科における人間性を育成する学習指導について解説する。

「教科教育研究法」

教科で扱う研究方法、特に、データ処理の方法を解説する。

I データの収集方法

- ① 調査の方法
- ② 質問紙方法
- ③ 信頼性や妥当性、項目分析など

II データの分析方法

- ① 量的な統計処理
- ② 質的なデータ分析
- ③ 研究倫理など

について解説する。

「教科目標論」

教科目標論は、当該教科が何のためにあり、何を子どもに獲得させればよいかを理解できるようにする。また、各教科においてこれからの時代を生きる子どもに必要な学習内容や能力を明確にできるようにする。このため、以下に述べる事項を指導する。

- ① 中央教育審議会答申などの資料をもとに各教科が目指す人間像を明確にする方法について指導する。
- ② 各教科においてこれからの社会で必要とされる能力などについて中央教育審議会答申などをもとに明確にする方法について指導する。
- ③ これからの社会において目指す人間像を明確にするとともに、児童に必要とされる能力などについて指導する。
- ④ 単元や単位時間の授業を構想する段階で、児童に獲得させる知識・技能、能力、態度などについて指導する。

「教科学習指導論」

- ① 各教科で行われている種々の学習指導方法について収集する。
- ② 収集した学習指導方法を、教授者あるいは学習者中心、目標設定や学習者のとらえ方、指導展開、評価の方法などの視点から学習指導方法の特徴を分析する。
- ③ 各教科の単元展開と②の特徴との関係について検討する。
- ④ ③で把握した学習指導方法をもとに、単元レベルで学習指導過程を構想、展開し検証する。

「教科評価論」

- ① 「小学校児童指導要録」や「評価規準の作成のための参考資料」などをもとに、各教科で行われている種々の評価方法について収集する。
- ② 評価方法が、学習指導の目標や指導展開などを踏まえていることを明確

化する。

- ③ 評価方法が、学習者の実態などを踏まえていることを明確化する。
- ④ ①～③の知見をもとに各教科で新しい評価方法を構想する。
- ⑤ 各教科で構想した評価方法について授業実践で検証する。

2)「教科共通科目」(必修)

「教科実践研究」

各教科(国語科、社会科、算数科、理科、体育科)の授業実践に関して、その実践結果から課題を見だし、その課題を解決し、繰り返し、授業改善を行うことができるようにする。具体的には、

- ① 授業を実施後、児童の姿から、授業目標に至らなかった要因を分析、抽出する方法について指導する。
- ② 授業を実施後、児童の姿から、授業のねらいについてその妥当性を吟味する方法について指導する。
- ③ 授業を実施後、児童の姿から、児童・生徒の実態のとらえ方の妥当性を吟味する方法について指導する。
- ④ 授業を実施後、指導過程の構成方法の妥当性を吟味する方法について指導する。
- ⑤ 授業を実施後、教師の働きかけ方の妥当性を吟味する方法について指導する。
- ⑥ 授業を実施後、教材の妥当性を吟味する方法について指導する。

3)「教科選択科目」(国語科、社会科、算数科、理科、体育科)

「教科特別研究Ⅰ、教科特別研究Ⅱ」

- ① 教科の実践に関する研究論文を収集する。
- ② 収集した研究論文を整理する。
- ③ 整理した研究論文において、未領域を見いだす。
- ④ 見いだした未領域を補完する方法を考案する。
- ⑤ 考案した方法について検証する。

「教科学習内容構成セミナー」(国語科、社会科、算数科、理科、体育科)

- ① 教科における実践に関して小学校の学習内容について、領域や区分、及び小、中学校間の連続性という視点からその構成原理を明らかにさせる。
- ② ①の構成原理が、認識の発達などを基盤としていることを見いださせる。
- ③ ②の認識発達の原理をもとに、新しい内容構成を立案させる。
- ④ 立案した構成内容を授業実践で検証させる。

「教科教材開発セミナー」(国語科、社会科、算数科、理科、体育科)

- ① 教科の実践で用いられている小学校の教材について、小、中学校間の連

続性という視点から教材の開発方法を明確にさせるとともにそれらについて指導させる。

- ② 教材の開発方法が、学習指導の目標や学習者の認識発達などに基づくことを明らかにさせるとともに、それらについて指導させる。
- ③ 上述の認識発達の原理をもとに、新しい教材を構想させ、指導させる。
- ④ 構想した教材にもとづく授業実践について検証させる。

⑤履修指導体制

学生に対する教育学研究科(実践教科教育学専攻)の履修指導は、毎年 4 月に行われる「大学院ガイダンス」において、研究科長、幹事及び学生支援センター教職員が中心となっていく。また、研究指導教員が当該学生に対して適宜指導にあたる。

⑥履修モデル

履修については、区分の「教科基盤科目」5 科目 10 単位及び共通科目 5 科目 10 単位が必修となっているため、「教科選択科目」で自己の専門とする教科によって履修パターンが変わってくる。

例えば、体育を専門とする者は、「教科選択科目」区分においては、「体育科特別研究Ⅰ」(2 単位)、「体育科特別研究Ⅱ」(2 単位)、「体育科学習内容構成セミナー」(2 単位)、「体育科教材開発セミナー」(2 単位)を履修することとなる。修了要件単位を満たすためには、この教科(体育)以外の教科(国語、社会、算数、理科)から、研究指導科目ではない「〇〇学習内容構成セミナー」または「〇〇教材開発セミナー」1 科目 2 単位以上を選択することとなる。

履修モデルのパターン 1 は、体育を専門としており、体育と、数、量、図形などの内容を組合せて研究していくために、他教科科目として※「算数科学習内容構成セミナー」(2 単位)を選択している。この部分については、自らの研究課題によって変わるので、「国語科学習内容セミナー」や「理科教材開発セミナー」、「社会科学習内容セミナー」等を選択するというパターンもある。(資料 2-1)

⑦研究指導体制

入学後、各自の研究テーマに基づき研究指導教員を決定し、当該教員が 2 年間継続して担当する学生の単位修得や論文指導を個別に行っていく。また、学生の視野をより広げ、総合的・学際的な視点から研究指導できるよう異なる研究分野の教員を副指導教員として配置し、共同で研究指導にあたるよう組織的な指導体制をとる。例えば、理科教育学を専門とするならば、主となる指導教員は理科教育担当で、副指導教員は数学教育担当者あるいは社会科教育担当者が副指導教員となり、教科における多面的な指導を行なう。

1 年次では、主に基盤科目や共通科目で専修する以外の教科の学習指導にお

ける論文の書き方を獲得させるとともに、専修する当該教科において、追究する課題の見だし方や論文の書き方等、論文作成に係わる基礎知識の修得を目指す。

2 年次では、主に、専修する当該教科において見出した課題を、下位の問題群に分節化し、典型的な論文の書き方を参考に、少なくともレフェリー付の学会誌等に 1 編は投稿し、修士論文を完成させていくよう指導する。**〔資料 3-1〕**

**表 5 研究計画
(博士前期課程)**

学年	事 項	委員会等
1 年次	・指導教員の決定 ・論文題目・研究計画の提出（審査） ・論文題目・研究計画の討議とそれに対する指導	研究科委員会
2 年次	・審査付き論文の作成と討議 ・全国学会での討議 ・中間発表会（中間審査） ・修士論文の提出 ・最終発表会 ・最終審査(論文審査・口述試験) ・修了認定	審査委員会 研究科委員会

⑧学位論文の審査

修士学位論文の審査は、「日本体育大学学位規程」**〔資料 4〕**及び学位審査等取扱要領に基づき行う。

(申請資格)

本学大学院博士前期課程(修士課程)の第 2 学年に在学し、16 単位以上を修得し、所定の研究指導を受けた者は、修士の学位を申請することができる。

また、レフェリー付学会誌等への掲載が許可されている論文を 1 編以上有すること。

(論文審査の申請)

修士の学位論文の審査を申請しようとする者(以下、「申請者」という。)は、研究指導教員の承認を得た上、学位論文審査申請書と所定の書類、審査手数料を添えて研究科長を経て、学長に提出する。論文審査の申請時期は毎年 1 月とする。

(論文審査員)

提出された論文について、審査員は、指導教員を主査とし、副査を 2 名以上、計 3 名以上で構成され、審査員の選定は本研究科委員会が行う。

副査には、申請者が専修する以外の他教科教育教員を加えることとし、審査の厳格性と透明性を確保する。

(論文発表会)

申請者は、必ず公開の論文発表会(中間発表・最終発表)を行うこととしてお

り、審査員は学位論文の内容、プレゼンテーション能力等の確認を行う。公開の論文発表会は口頭発表とし、出席者からの質疑応答も設けている。

(論文審査及び最終試験)

審査員は論文審査と最終試験を行う。最終試験は、論文を中心として、これに関連ある科目について口述試験を行う。

(論文審査及び最終試験の結果の判定・学位授与の審議)

論文審査及び最終試験が終了した時は、主査からその結果を研究科委員会に文書で報告する。研究科委員会は論文審査及び最終試験の結果の判定を行い、学位授与の可否を審議する。

⑨研究の倫理審査体制

「倫理審査委員会規程」**(資料 5)**に基づき、社会的コンセンサスが必要とされている実験・調査研究における生命倫理、ライフサイエンスに係る安全対策・取組み並びに微生物、毒物・劇薬等の管理、安全確保及び実験装置等の適正な管理を図っている。

また、本学において行われるヒトを対象とした体育科学の実験研究、調査研究及び測定(以下「ヒトを対象とした実験等」という。)に関し必要な事項を定め、人間の尊厳と人権を重んじ、社会の理解と協力が得られる適切な研究が実施されることを目的とした「日本体育大学ヒトを対象とした実験等に関する規程」**(資料 6)**を定めており、本研究科における研究倫理の審査体制はこれに準じている。

(2)博士後期課程

①学期の区分

2 学期制を採用し、前学期と後学期に区分する。

②標準修業年限

博士後期課程(博士課程)の標準修業年限を 3 年とする。

③修了要件

博士後期課程の「共通分野」科目として設定している「カリキュラム開発講究」(国語教育学～体育学教育学)の 5 科目から主となる専門教科を含む 2 科目 4 単位以上、「専修分野」から主となる専門教科の「カリキュラム開発特別研究Ⅰ」、「カリキュラム開発特別研究Ⅱ」「カリキュラム開発特別研究Ⅲ」3 科目 6 単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で博士論文を提出し、その審査並びに最終試験に合格すること。

④授業の実施方法

博士後期課程で開講される科目は、「共通分野」科目の「カリキュラム開発

講究」(5科目10単位)、専修分野科目の「カリキュラム開発特別研究」(15科目30単位)で構成されており、すべて専任教員が担当する。

「カリキュラム開発講究」は講義、「カリキュラム開発特別研究Ⅰ」「カリキュラム開発特別研究Ⅱ」「カリキュラム開発特別研究Ⅲ」はすべて演習形式で行なう。

博士後期課程における授業科目の概要を、以下に示す。

1)「共通分野」科目

「カリキュラム開発講究(各教育学)」は、典型的な学術論文をもとに、テーマ設定や解決方法、考察、結論の導出などの論文作成方法の習得を目標とする。この目標を具体化したものは、以下のものである。

- ① カリキュラムに関する典型的な論文をもとにして、当該の研究領域で国内外の文献を収集、整理する方法を分析する。
- ② 収集した文献で特徴のある研究課題とその解決方法や手法について分析する。
- ③ 特徴のある研究課題とその解決方法や手法に関して **Critical** に検討する方法を分析
- ④ **Critical** に検討した結果をもとに研究方法などを改良する方法について分析する。

2)「専修分野」科目

「カリキュラム開発特別研究(各教育学)」は各学年で、以下のものを目指す。

1 年次では、カリキュラムと学習指導との関係において代表的な学術論文を整理、分析することから未開拓の領域を見いだす方法を学ぶ。

2 年次では、開発講究の知見をもとに学会誌などに投稿する学術論文の書き方、テーマ設定や論の構成方法について学ぶ。

3 年次では、博士論文を作成するため、問題の所在や解決方法、論文の章の構成方法などのそれぞれについて学ぶ。

この目標を具体化したものは、以下のものである。

- ① 各教科の代表的なカリキュラムに関する海外の文献を収集し、分析し、整理する。学習者が最も関心のある研究領域で重要な文献の収集方法と整理方法を分析する。
- ② 収集した文献から未開発の領域の見いだす方法について分析する。
- ③ 見いだした未開発の領域における研究課題の設定方法を分析する。
- ④ 研究課題追究の方法に関する文献の収集方法と整理の仕方を分析する。
- ⑤ 研究課題やその追究方法をもとに、論文の章の構成方法について分析する。
- ⑥ この間、国内外で研究討議をさせ、学習者が立案した追究方法や構成

方法について、Critical に改良していく方法について分析する。

⑤履修指導体制

学生に対する教育学研究科(実践教科教育学専攻)の履修指導は、毎年 4 月に行われる「大学院ガイダンス」において、研究科長、幹事及び学生支援センター教職員が中心となつて行う。また、研究指導教員が当該学生に対して適宜指導にあたる。

⑥履修モデル

履修については、専門とする教科によって履修パターンが変わってくる。

例えば、体育を専門とする者は、「共通分野」において、「カリキュラム開発講究(体育科教育学)」(2 単位)を選択し、あわせて他教科の「カリキュラム開発講究」1 科目 2 単位以上を選択する。

また、「専修分野」から体育科教育学の「カリキュラム開発特別研究Ⅰ」「カリキュラム開発特別研究Ⅱ」「カリキュラム開発特別研究Ⅲ」の 3 科目 6 単位を履修することとなる。

履修モデルのパターン 1 は、体育を専門とした場合であり、「共通分野」で他教科は数学を選択している。この部分については、自らの研究課題によって変わるので、「カリキュラム開発講究(国語教育学)」や「カリキュラム開発講究(社会科教育学)」、「カリキュラム開発講究(理科教育学)」等を選択するというパターンもある。(資料 2-2)

⑦研究指導体制

入学後、各自の研究テーマに基づき研究指導教員を決定し、当該教員が 3 年間、博士前期課程からは 5 年間継続して担当する学生の単位修得や論文指導を個別に行っていく。また、学生の視野をより広げ、総合的・学際的な視点から研究指導できるよう異なる研究分野の教員を副指導教員として配置し、共同で研究指導にあたるよう組織的な指導体制をとる。例えば、理科教育学を専門とするならば、主となる指導教員は理科教育担当で、副指導教員は数学教育担当者あるいは社会科教育担当者が副指導教員となり、教科における多面的な指導を行なう。

1 学年では、主に、「カリキュラム開発講究」で論文の書き方を習得させるとともに、「カリキュラム開発特別研究」で追究する課題を見いだす。このため、他教科の「カリキュラム開発講究」を受講することから、論文の書き方や課題の見出し方を獲得できるようにする。

2 学年では、主に、「カリキュラム開発特別研究」で見出した追究する課題を、下位の問題群に分節化して、典型的な論文の書き方を参考に、少なくともレフェリーのある学会誌等に 2 編は投稿できるようにする。

3 学年では、主に、「カリキュラム開発特別研究」において、レフェリーの

ある学会誌に掲載された 2 編の論文をもとに、博士論文を構成できるようにする。なお、この場合、主専攻でない他の教科の教員とともに、他大学の教員を審査委員とする審査体制も整えている。(資料 3-2)

今まで述べてきた博士後期課程の指導計画の概要を以下に示す。

表 6 研究計画
(博士後期課程)

学年	事 項	委員会名
1 年次	・指導教員の決定 ・論文題目・研究計画の提出（審査） ・論文題目・研究計画の討議とそれに対する指導	博士委員会
2 年次	・全国学会での討議 ・審査付き論文の作成と討議 ・中間発表会（中間審査） ・修正論文題目・研究計画提出	博士委員会
3 年次	・全国学会での討議 ・審査付き論文の作成と討議 ・博士論文の提出 ・最終発表会 ・最終審査(論文審査・口述試験) ・修了認定	審査委員会 博士委員会 研究科委員会

⑧学位論文の審査

博士学位論文の審査は、「日本体育大学学位規程」(資料 4)及び学位審査等取扱要領に基づき行う。

(申請資格)

博士の学位論文の審査を申請できるのは、次の 1、2 いずれかに該当する者とする。

- 1 本学大学院博士後期課程の第 3 学年に在学し、かつ、所定の研究指導を受けた者。
- 2 博士後期課程単位取得退学後、3 年以内の者(ただし、在学中の休学期間を除く。)

(前提条件)

博士の学位論文の審査を申請できるのは、前項の申請資格を有するとともに、関連論文としてレフェリー付学会誌等への掲載が許可されている論文を 2 編以上有することを条件とする。

(論文審査の申請)

博士の学位論文の審査を申請しようとする者(以下、「申請者」という。)は、

研究指導教員の承認を得た上、学位論文審査申請書と所定の書類、審査手数料を添えて研究科長を経て、学長に提出する。論文審査の申請時期は毎年 11 月とする。

(論文審査員)

提出された論文について、審査員は、指導教員を主査とし、副査を 2 名以上、計 3 名以上で構成され、審査員の選定は博士委員会が行う。

副査には、申請者が専修する以外の他教科教育教員を加えることとし、外部の教員を審査員として加えるなど厳格性と透明性を確保する。

(論文発表会)

申請者は、必ず公開の論文発表会(中間発表・最終発表)を行うこととしており、審査員は学位論文の内容、プレゼンテーション能力等の確認を行う。公開の論文発表会は口頭発表とし、出席者からの質疑応答も設けている。

(論文審査及び最終試験)

審査員は論文審査と最終試験を行う。最終試験は、論文を中心として、これに関連ある科目について口述試験を行う。

(論文審査及び最終試験の結果の判定・学位授与の審議)

論文審査及び最終試験が終了した時は、主査からその結果を博士委員会に文書で報告する。博士委員会は論文審査及び最終試験の結果の判定を行い、学位授与の可否を審議する。

博士委員会で学位授与を可とした者については研究科委員会に報告する。

(論文公表)

学位論文の公表については、本学学位規程に基づき公表する。

本学博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

上記にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、当該学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

博士の学位を授与された者が行う公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。(本学図書館の「日体大リポジトリ」を利用)

⑨研究の倫理審査体制

「倫理審査委員会規程」(資料 5)に基づき、社会的コンセンサスが必要とされている実験・調査研究における生命倫理、ライフサイエンスに係る安全対策・取組み並びに微生物、毒物・劇薬等の管理、安全確保及び実験装置等の適正な管理を図っている。

また、本学において行われるヒトを対象とした体育科学の実験研究、調査研究及び測定(以下「ヒトを対象とした実験等」という。)に関し必要な事項を定

め、人間の尊厳と人権を重んじ、社会の理解と協力が得られる適切な研究が実施されることを目的とした「日本体育大学ヒトを対象とした実験等に関する規程」〔資料 6〕を定めており、本研究科における研究倫理の審査体制はこれに準じている。

キ 施設・設備等の整備計画

本研究科は、日本体育大学の東京・世田谷キャンパスの校地・運動場・校舎等を用いて教育することから、図書館・教室・ゼミ室・学生の休憩する場所等も整備されている。また、図書館は平日(22 時まで)、土日(土曜：19 時まで、日曜：18 時まで)と開館しており、「大学院設置基準」第 14 条の教育方法の特例を用いて展開しても学生にふさわしい環境となっている。

また、基本計画書の「設備等整備計画」には、前年度改修工事に関する費用及び 1 年目から 3 年目の予算を計上している。

(1)自習室・相談室の整備

大学院生の学習環境の充実に資するため、東京・世田谷キャンパスの 6 街区の 1 階と地下階に大学院生が自由に使用できる専用自習室(6B59 室 31.84 m²)を用意し、また、1 階には相談室(6103 室 15.54 m²)を用意している。〔資料 7〕

(2)図書館の整備

①図書館の蔵書数・座席数

図書館は、東京・世田谷キャンパス教育研究棟 2 階(533.97 m² 149 座席)・3 階(620.93 m² 204 座席)が完備されており、地下の自動化書庫を含めて書架収容力は約 46 万冊となっている。また、開館時間については、授業期間中は平日 8 時 45 分から 22 時まで、土曜日は 8 時 45 分から 19 時まで、日曜日は 10 時 15 分から 18 時まで開館しており、教育学研究科(実践教科教育学専攻)を大学院設置基準第 14 条の特例を実施して授業を展開している時間帯においては、図書館は開館中であり、自習室としての使用や図書の貸出等に対応している。

大学全体で和書約 36 万冊(東京・世田谷キャンパス図書館約 26 万冊、横浜・健志台キャンパス分館約 10 万冊)、洋書約 12 万冊の 49 万冊を有している。

教育関係の図書は和書 43,000 冊(東京・世田谷キャンパス約 34,000 冊、横浜・健志台キャンパス約 8,600 冊)、洋書約 2,300 冊を所蔵しており、教育学研究科(実践教科教育学専攻)が設置された場合でも対応可能な蔵書数となっており、今後も更に整備を行い教育目的達成に努める。

②デジタルデータベース、電子ジャーナル等の整備

図書館内に学生開放 PC が 61 台設置されており、予習復習の情報収集に活用されている。近年特にデジタルデータベース、電子ジャーナル等の利用も多く積極的に整備している。

図書館のデジタルデータベースについては、国立情報学研究所学術コンテンツポータル機関別定額制、医中誌 Web、メディカルオンライン、ジャパンナレッジ、Science Direct、Wiley Interscience、MEDLINE Complete、SPORTDiscus with Full Text、Health Source など 14 種に加えて、朝日新聞聞蔵Ⅱ、読売ヨミダス文書館、毎日 News パックの新聞 Web 版を整備している。

電子ジャーナルについては、上記データベースによるものに加えて、American Journal of Education、Adult Education Quarterly など国内外 80 種以上を整備している。

検索については、タイトルからの検索を可能にする電子ジャーナルリストに加えて、複数データベースの同時検索を可能にする統合検索機能を導入して利便性の向上に努めている。

教育学研究科(実践教科教育学専攻)が設置された場合でも対応可能な状況であり、今後も更にデジタルデータベース等の整備を行い教育目的の達成に努める。

ク 基礎となる学部(又は修士課程)との関係

大学院における教科教育は、各科教育をもとに教科教育学を構成している。これに対して、教育学研究科(実践教科教育学専攻)は、児童スポーツ教育学部という小学校教員養成を基盤とし、教科の共通性を基底に各教科の固有性を保持する、という新しい見地からの教科教育学の構築を目指す。

本専攻は、児童スポーツ教育学部の専任教員を基礎として設置する。

博士前期課程及び博士後期課程では、5 つの研究分野を次の教員組織で編成する。

【博士前期課程】13 名

- ①国語科教育分野：府川源一郎、奥泉香
- ②社会科教育分野：池野範男、猪瀬武則
- ③算数科教育分野：金本良通、島田功
- ④理科教育学：角屋重樹、稲田結美
- ⑤体育科教育分野：久保健、今関豊一、岡出美則、白旗和也、近藤智靖

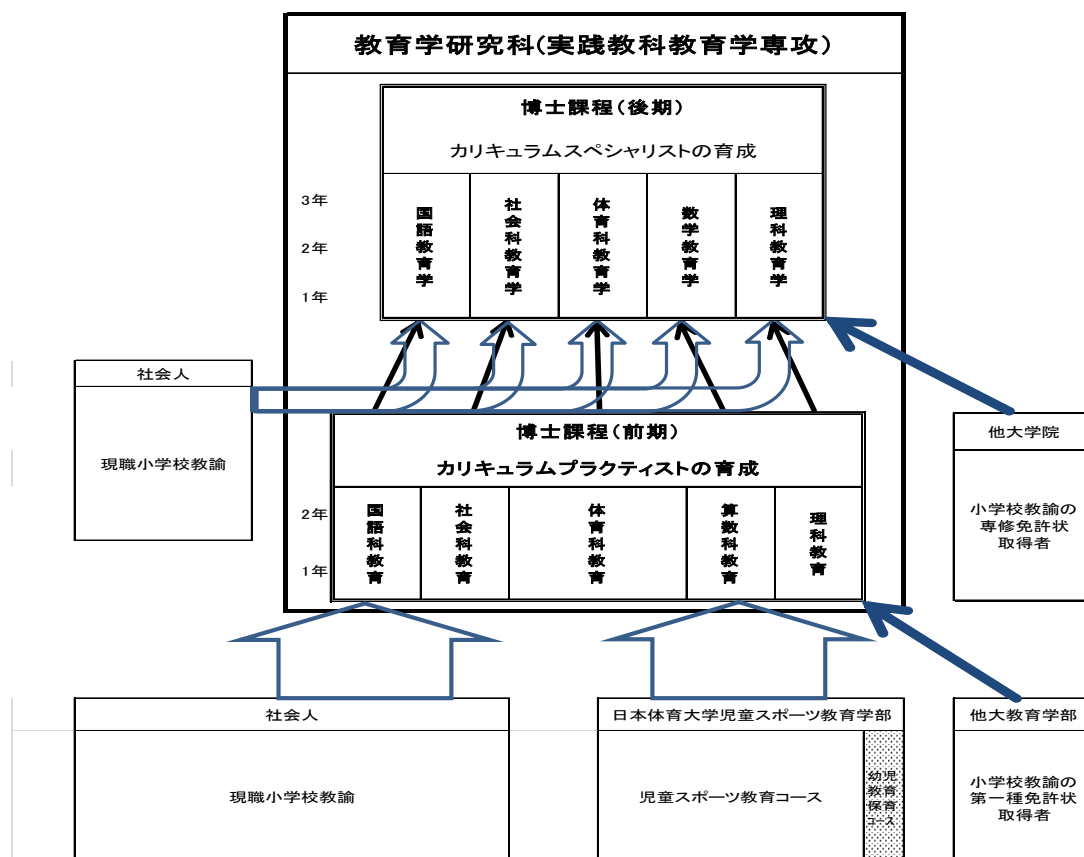
【博士後期課程】10 名

- ①国語教育学分野：府川源一郎、奥泉香
- ②社会科教育学分野：池野範男、猪瀬武則
- ③数学教育学分野：金本良通、島田功
- ④理科教育学分野：角屋重樹、稲田結美
- ⑤体育科教育学分野：今関豊一、近藤智靖

表 7 のとおり本研究科実践教科教育学専攻と既設の学部との関係を図で示す。

表 7 教育学研究科(実践教科教育学専攻)関係図

日本体育大学大学院 教育学研究科 関係図



ケ 入学者選抜の概要

本研究科は、小学校教員養成を基盤(目的)としており、その学習指導において、教科の共通性と固有性という視点に立脚し、新たな見地からの教科教育学(指導実践)の在り方を追究しようというものである。

(1)博士前期課程

博士前期課程では、小学校教諭専修免許状の取得を目指して、各教科に「授業実践」を積極的に展開していく。また、この実践を通じて見いだされた新たな課題を解決し、絶えず授業の改善に努めようとする自立的実践研究力を育成する。

こうした研究科(博士前期課程)の目的に則って、入学者の選抜を以下の通り行う。

1. 求める人材

教育現場、とりわけ小学校における教科(国語、社会、算数、理科、体育)の学習指導について、その専門性を備え、あわせて実践的な研究に意欲をもって臨める人材を受入れる。

また、本研究科(博士前期課程)において、実践的指導力を更に高め、社会の急速な進展の中、教員としての探究力を有し、知識や技能の刷新のために常に「学び続ける教師」や理論的裏付けに基づく「実践的な教育力」を備えた資質の高い指導者を目指す者を求める。

2. 選抜方法(制度)

本研究科(博士前期課程)が目指す教育研究に相応しい能力・適性等を多面的に判定し、小学校等の現職教員を積極的に受入れるべく、次の方法にて入学者の選抜を行う。

1)選抜区分及び試験内容

①一般選抜

筆記試験(英語、専門科目)、口述試験の結果、研究計画書及び学業成績証明書の記載内容を総合的に判定する。

※筆記試験(英語、専門科目)では、初等教育、教科教育等に関わる内容を問う。

※口述試験、研究計画書では、研究課題やこれまでの研究経過(職務経験を含む)、今後の研究計画等について問う。

②社会人(現職教員等有職者)選抜

口述試験の結果、教育研究業績(含実務経験)書、研究計画書、推薦書及び学業成績証明書を基に総合的に判定する。

※口述試験、研究計画書では、研究課題やこれまでの研究経過(職務経験を含む)、今後の研究計画等について問う。

※推薦書は、所属長(勤務先学校長等)より得るものとする。

2)正規課程外生(科目等履修生・委託生・研究生)の受入れ

本研究科(博士前期課程)では、授業展開(修学)上、支障のない場合に限り、科目等履修生・委託生・研究生をいずれも若干名受入れるものとする。

①科目等履修生

本研究科が開設する授業科目の履修を希望する者に対して、当該科目の試験等を経て、合格すれば、単位を認定する。

ただし、教育職員免許状取得に関わる科目を履修できる者は、日本体育大学児童スポーツ教育学部児童スポーツ教育コースの卒業生に限る。

②委託生

教育委員会、学校等の委託により、本研究科の特定の授業科目について履修を希望する者に対してこれを認め、単位の修得を望む場合には、認定することができる。

③研究生

本研究科所属教員のもとで特定の研究課題に従事することを希望する者に対

して、これを認め、当該研究成果を報告する。

3. 選抜体制(組織)

入学者選抜に係る体制(組織)は以下の通り、編制する。

- ①入試制度の企画・立案については、学長が本研究科長に諮問し、当該の入学試験委員会にて検討・審議する。入学試験委員会の審議に基づき、本研究科長は学長に入学試験制度について答申する。学長は、答申を受け、当該年度の入学試験制度を決定する。
- ②入学試験の実施については、本研究科所属の教職員により実施し、公正・厳正な選抜を行う。
- ③入学試験の結果に基づき、当該研究科委員会において、合否判定を行う。学長は、その判定結果を受け、合格者(入学者)を最終決定する。
- ④出願に際し、別途審査が必要な場合には、本研究科構成員による出願資格審査委員会を開催し、審議する。学長は、その審議結果に基づき、出願の可否を最終決定する。

(2)博士後期課程

博士後期課程では、世界的な視野をもって各教科の教育課程を眺め返し、その理論と具体的な学習指導とを往還させ、教育課程をもとにした学習指導レベルでの実践的検証力の育成を目指す。

実践的検証力を育成するにあたって、各教科においてカリキュラムに関する理論と学習指導とを往還する分野において新しい研究領域を見いだす力とそれを解決していくための論理構成力の育成も目指す。

こうした研究科(博士後期課程)の目的に則って、入学者の選抜を以下の通り行う。

1. 求める人材

教育現場、とりわけ小学校における教科(国語、社会、算数、理科、体育)の学習指導について、その高い専門性を備えた人材を受入れる。

また、本研究科(博士後期課程)において、世界的視野で各教科の教育課程をもとにした指導について実践的検証力を高めるとともに、各教科の理論と学習指導において新たな研究領域を見いだそうとする意欲を有し、「実践的な教育力」及び「論理構成能力」をもつ資質の高い指導者を目指す者を求める。

2. 選抜方法(制度)

本研究科(博士前期課程)が目指す教育研究に相応しい能力・適性等を多面的に判定し、小学校等の現職教員を積極的に受入れるべく、次の方法にて入学者の選抜を行う。

1)選抜区分及び試験内容

①一般選抜

筆記試験(英語、専門科目)、口述試験の結果、研究計画書及び学業成績証明書の記載内容を総合的に判定する。

※筆記試験(英語、専門科目)では、初等教育、教科教育等に関わる内容を問う。

※口述試験、研究計画書では、研究課題やこれまでの研究経過(職務経験を含む)、今後の研究計画等について問う。

②社会人(現職教員等有職者)選抜

口述試験の結果、教育研究業績(含実務経験)書、研究計画書、推薦書及び学業成績証明書を基に総合的に判定する。

※口述試験、研究計画書では、研究課題やこれまでの研究経過(職務経験を含む)、今後の研究計画等について問う。

※推薦書は、所属長(勤務先学校長等)より得るものとする。

2)正規課程外生(科目等履修生・委託生・研究生)の受入れ

本研究科(博士後期課程)では、授業展開(修学)上、支障のない場合に限り、科目等履修生・委託生・研究生をいずれも若干名受入れるものとする。

①科目等履修生

本研究科が開設する授業科目の履修を希望する者に対して、当該科目の試験等を経て、合格すれば、単位を認定する。

ただし、教育職員免許状取得に関わる科目を履修できる者は、日本体育大学児童スポーツ教育学部児童スポーツ教育コースの卒業生に限る。

②委託生

教育委員会、学校等の委託により、本研究科の特定の授業科目について履修を希望する者に対してこれを認め、単位の修得を望む場合には、認定することができる。

③研究生

本研究科所属教員のもとで特定の研究課題に従事することを希望する者に対して、これを認め、当該研究成果を報告する。

3. 選抜体制(組織)

入学者選抜に係る体制(組織)は以下の通り、編制する。

①入試制度の企画・立案については、学長が本研究科長に諮問し、当該の入学試験委員会にて検討・審議する。入学試験委員会の審議に基づき、本研究科長は学長に入学試験制度について答申する。学長は、答申を受け、当該年度の入学試験制度を決定する。

②入学試験の実施については、本研究科所属の教職員により実施し、公正・厳正な選抜を行う。

③入学試験の結果に基づき、当該研究科委員会において、合否判定を行う。学長は、その判定結果を受け、合格者(入学者)を最終決定する。

④出願に際し、別途審査が必要な場合には、本研究科構成員による出願資格審

査委員会を開催し、審議する。学長は、その審議結果に基づき、出願の可否を最終決定する。

コ 取得可能な資格

小学校教諭一種免許状を所有している者が、必要科目を修得し博士前期課程を修了した場合は、「小学校教諭専修免許状」が取得できる。

サ 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

(1)修業年限

博士後期課程(博士) 3年

博士前期課程(修士) 2年

(2)履修指導及び研究指導の方法

特に社会人学生については、主に研究指導教員が履修計画や研究テーマの設定や学修環境など入学前から相談をし、博士前期課程の2年間、また、博士後期課程の3年間に仕事をしながらの通学であっても必要単位を取得し修了できるようきめの細かい指導をする。

授業は通常時間帯から夜間の時間帯にかけて開講しており、社会人が在職のまま大学院の授業を受けられるよう、必修の共通科目については履修可能な時間帯に設定している。

選択科目については、履修可能な科目から優先して取るよう指導していく。

研究指導については、研究指導教員及び副指導教員と研究計画を立て、指導日等を調整し、指導を受けることになるが、社会人など平日昼間の受講が困難な場合は、指導教員と相談の上、土日や休業期間中に集中して行なうことも可能としている。また、教育現場に関する課題に取り組む場合、遠隔地で研究することも想定し、電子メールや学内ポータルシステムやオンライン教育サポートシステムなどを活用しての指導や、場合によっては指導教員が現場を訪れることにより効果的な指導を行う。

(3)授業の実施方法

昼夜開講の形式をとることから、新たに5時限・6時限・7時限を開講する。

授業は本学で行なうが、予習・復習については電子メール、学内ポータルシステム及びオンライン教育サポートシステムを利用して学ぶことができるようにする。(資料8)

表8 日本体育大学教育学研究科(実践教科教育学専攻)授業時間

時 限	時 間	備 考
1 時限	09 時 00 分～10 時 30 分	昼間部
2 時限	10 時 40 分～12 時 10 分	昼間部

3 時限	13 時 00 分～14 時 30 分	昼間部
4 時限	14 時 40 分～16 時 10 分	昼間部
5 時限	16 時 20 分～17 時 50 分	昼夜間部
6 時限	18 時 00 分～19 時 30 分	昼夜間部
7 時限	19 時 40 分～21 時 10 分	昼夜間部

※ 集中講義が必要な場合は、休日で展開する。

(4)教員の負担の程度

学部の教員が大学院の教員を兼ねていることから、大学院担当教員の負担が過度にならないよう、大学院の授業を担当しない教員と学部の授業科目を調整して分担するなど、全体として教員の負担度を同程度に保つように留意し、研究時間の確保にも配慮して時間割を設定する。

また、出勤時間に関しては、5 限目以降に授業が開講されることから、教員の裁量により決定できるものとし、各自で 1 週間の勤務時間(労働時間)を調整できるように配慮している。

さらに、平日(月～金曜日)には研究日(1 日)を設けられるようにし、休日(土・日曜日等)の出勤に対する負担軽減も考慮している。

一方、授業については、原則単独教員により開講するが、博士前期課程の必修科目である「教科教育特論」「教科教育研究法」「教科目標論」「教科学習指導論」「教科評価論」の 5 科目及び博士後期課程の「カリキュラム開発講究(体育科教育学)」については、オムニバスにて展開することで、負担を抑える。

(5)図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に関する配慮,必要な職員の配置

図書館は、授業期間中は平日 8 時 45 分から 22 時まで開館しており 7 限目受講の学生に対しても対応している。また、土曜日は 8 時 45 分から 19 時まで、日曜日は 10 時 15 分から 18 時まで開館している。

情報処理施設等の利用については、東京・世田谷キャンパスの P C 教室は平成 26(2014)年 4 月に増設を行い、PC72 台を設置し、単一のコンピュータで MacOS と WindowsOS のいずれもが利用できる環境とするなど情報技術を用いて教育を支援している。また、可動式のタブレット端末 90 台の設備を整備し、一般教室においても簡易な PC 環境を実現している。

東京・世田谷キャンパスの学生ラウンジには、開放用 PC30 台を設置し、自由に利用できるコンピュータを設置している。

コンピュータはもとより、利用者が拡大しているスマートフォン、タブレットを収容することを目的に、平成 25(2013)年度に有無線ネットワークの高速化、および無線ネットワーク拡充を行い、全学ネットワーク全体の再設計を行った。

これにより、すべてのキャンパス、学生寮において統一された手法、品質により全学ネットワークの利用が可能となり、従前からの個人の属性による通信

経路の動的制御、悪意のあるサイトの閲覧を防止する URL フィルタリング等の利用者、情報保護を目的としたセキュリティ対策と併せて、安全かつ安定したサービスの提供を行っている。

平成 25(2013)年度に全学ネットワーク全体の再設計を行ったことにより安定的に活用できるようになっている。

職員の配置については、現在も学生支援センターに大学院担当職員を配置して対応しているが、本研究科に関しても同様に対応する。

(6)入学者選抜の概要

入学者選抜の概要は、前述のとおりであるが、特に学び続ける教師(小学校教育)を追究しようということから、14 条の特例を実施して社会人を受入れるための選抜方法(制度)について示す。

①博士前期課程の選抜方法(制度)

博士前期課程が目指す教育研究に相応しい能力・適性等を多面的に判定し、小学校等の現職教員を積極的に受入れるべく、次の方法にて社会人の入学者の選抜を行う。

〔社会人(現職教員等有職者)選抜〕

口述試験の結果、教育研究業績(含実務経験)書、研究計画書、推薦書及び学業成績証明書を基に総合的に判定する。

※口述試験、研究計画書では、研究課題やこれまでの研究経過(職務経験を含む)、今後の研究計画等について問う。

※推薦書は、所属長(勤務先学校長等)より得るものとする。

②博士後期課程の選抜方法(制度)

博士後期課程は、世界的な視野をもって各教科の教育課程を眺め返し、その理論と具体的な学習指導とを往還させ、教育課程をもとにした学習指導レベルでの実践的検証力の育成を目指すことから、研究科(博士後期課程)の目的に則って、次の方法にて社会人の入学者の選抜を行う。

〔社会人(現職教員等有職者)選抜〕

口述試験の結果、教育研究業績(含実務経験)書、研究計画書、推薦書及び学業成績証明書を基に総合的に判定する。

※口述試験、研究計画書では、研究課題やこれまでの研究経過(職務経験を含む)、今後の研究計画等について問う。

※推薦書は、所属長(勤務先学校長等)より得るものとする。

(7)必要とされる分野であること

設置の趣旨に記載しているとおり、児童スポーツ教育学部は、児童のアクティブライフを支えるための関連分野についての総合的な教育研究を展開し、高い専門性を備えた社会に貢献できる人材の育成及び理論に裏付けされた実践的な教育力をもった資質の高い指導者の育成に資することを目的として設置され

た。また、平成 24(2012)年 8 月 28 日中央教育審議会が、「教職生活全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」において、「2. これからの教員に求められる資質能力」で教職生活全体を通じて、実践的指導力等を高めるとともに、社会の急速な進展の中で、知識・技能の絶えざる刷新が必要であることから、教員が探究力を持ち、学び続ける存在であることが不可欠である「学び続ける教員像」の確立、つまり、学び続ける教師を答申している。上述のような「実践的な教育力」と「学び続ける教師」という二つの考え方をもとに、次に述べる、教科を中核とする研究科を設置する。

まず、「学び続ける教師」は、各教科の授業実践を通して自己の実践を絶えず改善していく研究方法とその「すべ」を獲得することによって可能となる。次に、「実践的な教育力」に関しては、教育活動の具体的な場である各教科の授業実践を行い、その実践から課題を見だし、その課題を解決していくという、絶えることなく授業改善を行う教師の育成を目指す。

(8)大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況等

本研究科では、大学院を専ら担当する専任教員は配置せず、学部専任教員が兼任する。また、各分野に複数名の専任教員を配置するよう構成している。

教員の担当時間数は研究科及び学部を合わせて 1 週間あたり 8 コマ以内に抑える。研究科担当科目が多い場合には、教員の学部担当授業を他教員に振り替えるなどして、教員の負担の軽減に努める。また、特別研究には同じ分野の他教員の援助を仰ぎ、負担が一部の教員に偏ることがないように考慮する。

さらに、本研究科の教員組織の年齢構成は高くなっており、博士後期課程の研究指導を担当する教員は、後継者を養成するため同分野の担当教員に対し指導を行い研究組織の継続性を担保する。

シ 管理運営

運営体制としては、教育学研究科(実践教科教育学専攻)委員会を設置し、現在、体育科学研究科を管理運営している常設委員会(研究科担当教員審査委員会、研究科入学試験委員会、研究科教務委員会、日本体育大学学術奨励賞選考委員会、奨学金返還免除に関する選考委員会)を活用して教育学研究科(実践教科教育学専攻)の管理体制を有効に機能させる。**〔資料 9〕**

ス 自己点検・評価

本学では、平成 5(1993)年に自己点検・評価のための組織体制を整えて以来、一貫して教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに改革改善に取り組んできた。

(1)実施体制

①自己点検・評価協議会及び自己点検・評価委員会

本学の自己点検・評価の取組みは、平成 5(1993)年に自己点検・評価委員会を設置して、日本体育大学の現状と課題について分析することから始まった。その後、教育・研究水準の維持・向上を図り、目的及び社会的使命を達成するために平成 6(1994)年 7 月に「学校法人日本体育会自己点検・評価に関する規程」に基づき、「自己点検・評価協議会」及び「日本体育大学及び日本体育大学大学院自己点検・評価委員会」〔資料 10〕を設置し、自己点検・評価を平成 8(1996)年、平成 10(1998)年、平成 15(2003)年、平成 20(2008)年、平成 26(2014)年に実施した。その内容については『自己点検・評価報告書』としてまとめ、公開している。

また、平成 25(2013)年 12 月には「学校法人日本体育大学自己点検・評価等に関する規程」の改正を行い、自己点検・評価に関する複数の活動セクションを、「自己点検・評価等協議会」「日本体育大学及び日本体育大学大学院自己点検・評価等委員会」に統合し、効率化と合理化を図った。

「自己点検・評価等協議会」は学校法人日本体育大学に設置され、日本体育大学及び日本体育大学大学院の自己点検・評価に関する基本方針、実施時期及び実施基準などの基本的事項について審議決定するため、理事長、常務理事、法人事務局長、学長、副学長、学部長、大学院研究科長及び大学事務局長、その他理事長・学長が推薦する者で構成されている。

②調査・データの収集と分析を行う体制

大学機関別認証評価に係る所定のエビデンスデータ類については、事務局の各担当所掌部署にて最新の情報を更新している。

これらの最新情報は、「自己点検・評価等委員会」の構成員及び事務職員全体で共有され、これらの年度推移や現況の分析に基づき、自己点検・評価を行っている。

本学の現状を把握するための情報に関しては、事務局の事務分掌の規定に応じて調査・収集・分析が実施されており、例えば、入学者に関することについてはアドミッションセンターが、学生の学習や修学支援等に関しては学生支援センター学習支援部門が、学生の生活支援や課外活動支援に関しては学生支援センター生活支援部門が、就職を含む進路に関しては学生支援センターキャリア支援部門が、教員の業務等に関しては庶務課が業務を担当しており、それぞれの業務に関わる情報やデータを集約している。そして、これらの情報やデータは、企画部課程・評価課において統一的に集約され、総合的に事務局で共有されるほか、「自己点検・評価等委員会」の資料として整理されている。

(2)実施方法

大学及び大学院の教育・研究活動等固有の事項については、学長が中心となって「自己点検・評価等委員会」が対処しており、具体的な自己点検・評価は、各学部（大学院研究科含む）、附置機関等を通じて、大学事務局が行い、企画

部課程・評価課がとりまとめており、直近では、平成 27 年 5 月 1 日の状況を点検し評価を行ったほか、公益財団法人日本高等教育評価機構が実施する大学機関別認証評価を受審した。

各部署においては、関係するデータ収集・整理を行い、改善・向上方策を通常業務に反映させるほか、大学改革構想に係る所掌の取組状況や各年度事業計画等の実績や進捗状況に基づいた次年度の事業計画等の立案に取入れ、それらの事業報告をまとめる中で自己点検評価の機能を併行している。

また、教学事項に関しては、特に、FD 委員会が中心となって、授業改善に資する活動の一つとして、前学期及び後学期全ての授業で、学生による授業評価アンケートを行っている。アンケート結果については、各学期の履修授業の各成績が確定した直後に、それぞれの授業担当教員及びそれぞれの授業履修者に還元している。

授業担当教員は、各学期の学生の受講反応を詳細に確認でき、次学期の授業展開に改善を加えるために有効に活用しているほか、履修者は自身の履修した授業に関し、他の履修者の回答結果を閲覧し、自身の履修行動を省みる機会となっている。

財務事項に関しては、決算後の 5 月に実施する会計監査にとどまらず、会計年度進行中の 11 月及び 3 月に期中監査を行い、その透明性と会計基準や予算制度などに関するコンプライアンスを担保している。

(3)評価項目

「日本体育大学及び日本体育大学大学院自己点検・評価等委員会」は「自己点検・評価等協議会」の下、基本方針に則り、教育及び研究等の活動について自己点検・評価の実施項目、内容、方法及び結果の活用方法等の具体策を策定し、自己点検・評価の実施及び推進に当たっている。

◇自己点検・評価等協議会が定める自己点検・評価の基準

①基準 1. 使命・目的等

- 1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性
- 1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性
- 1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性

②基準 2. 学修と教授

- 2-1. 学生の受入れ
- 2-2. 教育課程及び教授方法
- 2-3. 学修及び授業の支援
- 2-4. 単位認定、卒業・修了認定等
- 2-5. キャリアガイダンス
- 2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック
- 2-7. 学生サービス

2-8. 教員の配置・職能開発等

2-9. 教育環境の整備

③基準 3. 経営・管理と財務

3-1. 経営の規律と誠実性

3-2. 理事会の機能

3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-4. コミュニケーションとガバナンス

3-5. 業務執行体制の機能性

3-6. 財務基盤と収支

3-7. 会計

④基準 4. 自己点検・評価

4-1. 自己点検・評価の適切性

4-2. 自己点検・評価の誠実性

4-3. 自己点検・評価の有効性

⑤その他の基準

A. 国際的な競技力向上への貢献

1. 国際化を推進すべく、諸外国との学術・スポーツ交流協定の締結
2. 体育・スポーツの指導者養成及び国際競技大会等への選手・指導者の派遣
3. 競技力向上と重点強化種目及び重点強化選手への支援及び強化策策定

B. 健康で豊かな生涯スポーツ社会の構築

1. 両キャンパス周辺地域住民を巻き込んだ健康維持・増進プログラムの推進
2. 老若男女が積極的に取り組むことのできるスポーツプログラムの構築

(4)結果の公表

「自己点検・評価等委員会」による自己点検及び評価の結果については、「日本体育大学の現状と課題－自己点検・評価報告書－」として刊行（平成 5(1993)年度版、平成 7(1995)年度版、平成 9(1997)年度版、平成 14(2002)年度版、平成 18(2006)年度版、平成 19(2007)年度版、平成 20(2008)年度版）し、学内外に公表している。

自己点検・評価報告書のほか、認証評価機関による認証評価を受ける際に提出した所定の報告書等についても、本学ホームページに掲載して内外に公表している。

(5)結果の活用

自己点検・評価は、大学の教育研究活動と管理運営についての現状説明、点検・評価、問題点の整理と改善に向けた課題の分析がなされており、大学運営の改善に積極的に生かされている。

これまでの自己点検・評価又は大学機関別認証評価、さらには、短期大学機関別認証評価（平成 22(2010)年 3 月 財団法人短期大学基準協会）等を経て改善・向上の方策として認識された事項については、然るべき検討・構想案件として認識されている。

自己点検・評価の結果は、「11 の大学改革構想案」に反映させているほか、特に教育課程関係については、体育学部の 2003 カリキュラム、2005 カリキュラム、2008 カリキュラム、2009 カリキュラム、2013 カリキュラムそれぞれに活かされている。

また、平成 22(2010)年 9 月には、短期的改革・改善事項及び中期的改革・改善事項として整理分類され、それらを議論するにあたって、「大学・短期大学部の改革・改善について考えるフォーラム」が設置された。このフォーラムは、教職協働で運営され、「体育学部、短期大学部の在り方」「日体大スポーツの強化（競技力向上）」「研究活動の在り方」「学生生活の充実」の四つの分科会で構成された。

各フォーラムでは、本学の現状分析、他大学の動向把握に関して、客観的データに基づいた議論が展開された上で、取り組むべき具体的方策の提案が行われた。さらに、これら活動を通じて、情報の共有化が本学構成員の間で図られていくこととなり、新たな学部や附置機関、併設機構の設置、人事制度の改革に至るまで、大学改革に資する様々な取組みに生かされている。

さらに、然るべき意思決定の場面に関して、その計画立案、運営改善を導く先進的な研究と分析を行うことは、今日の大学運営には必須であり、外部環境への対応と拡張過程の整理、高等教育機能の追加的増加、点検及び評価から導いた課題は大学の経営問題として扱い、その対応や処理を行うことは、組織マネジメントや成果測定基準を導くこと、すなわち、各種情報の可視化を通じた共通理解及び多角的分析に基づく「運営戦略・経営戦略」を構築することであるとの考えから、平成 27(2015)年 4 月にインスティテューショナル・リサーチ室（IR 室）を設置した。IR 活動を恒常化することは、将来構想を確実に実現していくにあたって必須であり、情報の収集や分析にのみ傾倒し、数値的变化や経年推移を確認するだけにとどめず、本学の実態を視覚化して共有することにより、未来の日体大を予測する実質的な手段や仕組みを速やかに構築して、意思決定に資する取組みを推進することとした。

セ 情報の公表

本学は、平成 22(2010)年 6 月 16 日付け文部科学省通達「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(通知)」を踏まえ、ホームページに情報

公開コンテンツを設け、情報を公表している。また、「大学案内(NITTAIDAI)」や「大学広報誌(学報 NITTAIDAI)」

を継続的に刊行し、学生、教職員のみならず、保護者や卒業生、本学への進学を希望・検討している高校生等に対して積極的に情報を公表している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/information/index.html>

ホーム > 大学案内 > 情報公開

(1)大学の教育研究上の目的に関すること

大学の教育研究上の目的に関することについては、ホームページ、「大学案内 NITTAIDAI」及び「学生便覧(ライフガイダンスマップ)」に掲載し、学生・教職員だけでなく、広く学外にも情報を公表している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/profile/mission.html>

ホーム > 大学案内 > 日本体育大学について > 建学の精神 ミッション ビジョン

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/information/index.html>

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 法令に基づく教育情報の公表

(2)教育研究上の基本組織に関すること

学部・学科構成については、ホームページ、「大学案内(NITTAIDAI)」及び「学生便覧(ライフガイダンスマップ)」に掲載し、学生・教職員だけでなく、広く学外にも情報を公表している。事務組織については、ホームページ、「学生便覧(ライフガイダンスマップ)」に掲載し学内の周知を図るだけでなく、学外にも公表している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/profile/organization.html>

ホーム > 大学案内 > 日本体育大学について > 組織図

(3)教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関することはホームページに掲載し、年度の始まり等に合わせた定期的な更新だけでなく、必要に応じた情報の更新を適宜行っている。教員の数については、ホームページと合わせて、「大学案内(NITTAIDAI)」にも掲載している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/information/shokuin.html>

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 法令に基づく教育情報の公表 > 教員に関すること > 教職員データ

例：http://www.nittai.ac.jp/gakubu/kyoin_list/index.html

ホーム > 学部・大学院 > 教員一覧 > 専任教員

(4)入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等

の状況に関すること

入学者に関する受入方針及び入学者の数については、ホームページ、入試案内に掲載して広く情報を公表している。また、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況については、ホームページに情報を掲載し、年度の始まり等に合わせて定期的に更新している。また、進学及び就職等の状況については、本学への進学を希望・検討している方々へ情報を開示するため、「大学案内(NITTAIDAI)」に掲載し、情報を公表している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/exam/index.html>

ホーム > 入試情報

例：http://www.nittai.ac.jp/about/information/study/number_r.html

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 法令に基づく教育情報の公表>受入方針、学生数、進路に関すること

例：http://www.nittai.ac.jp/about/information/number_g.html

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 法令に基づく教育情報の公表>受入方針、学生数、進路に関すること>卒業者数、進学者数、就職者数

例：http://www.nittai.ac.jp/about/information/evaluation/pdf/2014_Course.pdf

ホーム > 就職・キャリア支援 > 主な就職先一覧

(5)授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業に関すること

授業科目については、学則に明記しホームページ、「大学案内(NITTAIDAI)」、「学生便覧(ライフガイダンスマップ)」にて周知を図るとともに、学外に対しても情報を公表している。授業の方法及び内容並びに年間の授業に関することについては、ホームページにポータルシステム「NSSU Passport」をリンクさせシラバスを掲載しており、学生・教職員のみならず学外者もゲストユーザーとして閲覧が出来る。

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/profile/rule.html>

ホーム > 大学案内 > 日本体育大学について>学則・規程等

例：<http://www.nittai.ac.jp/gakubu/syllabus/index.html>

ホーム > 学部・大学院 > シラバス

(6)学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

学修の成果に係る評価については、「大学機関別認証評価報告書(平成20(2008)年度)の自己評価報告書・本編」をホームページに掲載し、基準3-2-⑤で公表している。

例：http://www.nittai.ac.jp/about/information/evaluation/pdf/self_report.pdf

ホーム > 大学案内 > 日本体育大学について>評価

(7)校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する こと

校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関することについては、ホームページ、「大学案内(NITTAIDAI)」にて公表している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/campuslife/campusmap/index.html>

ホーム > 大学案内 > 日本体育大学について > 施設キャンパス紹介

(8)授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関することについては、ホームページ、「大学案内(NITTAIDAI)」及び「学生便覧(ライフガイダンスマップ)」並びに入試案内にて情報を公表している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/gakubu/index.html>

ホーム > 学部・大学院 > 学費

(9)大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する こと

学生の本学における学習や生活、さらにはキャリアに関する支援を行っていくため、平成 24(2012)年 4 月 1 日に学生支援センターを設置した。また、学生生活の中で出会うさまざまな事柄、クラブ・サークル、学業、人間関係、進路などについて気軽に相談することができるよう学生相談室を設けており、これらがより機能的に対応できるよう、ホームページ、学生便覧「ライフガイダンスマップ」にて学生・教職員へ周知を図っている。

例：http://www.nittai.ac.jp/important/post_78.html

ホーム > 重要なお知らせ > 学生支援センターの設置について

例：<http://www.nittai.ac.jp/campuslife/counseling/index.html>

ホーム > 学生生活 > 相談室・カウンセリング

(10)その他

① 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

学部・学科の教育理念、教育目標については、学生便覧「ライフガイダンスマップ」にて情報を公表している。

② 学則等各種規程

学則については、ホームページに掲載している。また、学生に関連する各種規程等を学生便覧「ライフガイダンスマップ」に掲載して公表している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/rule/index.html>

ホーム > 大学案内 > 日本体育大学について > 学則・規程等

③ 設置届出書、設置計画履行状況等報告書

申請及び届出に関連するものについては、ホームページにて情報を公開する。

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/information/index.html>

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 新設学部等設置に関する情報

④ 自己点検・評価報告書、認証評価の結果

自己点検・評価報告書、認証評価の結果については、ホームページにて公表している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/information/evaluation/index.html>

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 評価報告

ソ 教員の資質の維持向上の方策教育内容等の改善のための組織的な研修等

本学では、教育理念及び教育目標に基づき、FD 委員会を設置しており、教育・研究活動、教授方法及び教員の相互研鑽の支援並びに教育効果などに関して恒常的に検討を行い、教員の資質の向上を図るため、大学院全体で組織的に取り組んでいく。

個々の教員の教育・研究活動を保障・支援するため、研究会や研修会を定期的かつ継続的に行い、教員の資質の維持向上を図る。

具体的には以下のとおりである。

- ①教育課程及び授業科目に関する研究会の開催
- ②シラバスの作成方法に関する研究会の開催
- ③教員相互による授業内容の調整を行なう会合の実施
- ④積極的な国内外の学会参加や学会誌への論文投稿
- ⑤共同研究体制を組織化し、研究書の出版など研究成果の公開
- ⑥学部生や院生を含めたワークショップ企画等、学部教育との連携

資 料 目 次

【資料 1-1】 学校法人日本体育大学教職員定年規程

【資料 1-2】 日本体育大学招聘教員規程

【資料 1-3】 日本体育大学における学部・学科及び日本体育大学大学院における研究科・
専攻の新設に伴う定年教員の再雇用に関する特則（案）

【資料 2-1】 履修モデル(博士前期課程)

【資料 2-2】 履修モデル(博士後期課程)

【資料 3-1】 研究指導のスケジュール(博士前期課程)

【資料 3-2】 研究指導のスケジュール(博士後期課程)

【資料 4】 日本体育大学学位規程

【資料 5】 倫理審査委員会規程

【資料 6】 日本体育大学ヒトを対象とした実験等に関する規程

【資料 7】 東京・世田谷キャンパス 6 街区大学院自習室図面

【資料 8】 大学院時間割

【資料 9】 日本体育大学研究科委員会規程

【資料 10】 日本体育大学及び日本大学大学院自己点検・評価等委員会規程

【資料 11】 FD 委員会規程

資料 1-1

○学校法人日本体育大学教職員定年規程

昭和47年4月1日
理事会制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人日本体育大学に本務として常時勤務する教職員(以下「教職員」という。)の定年に関する事項を定めることを目的とする。

(定年年齢)

第2条 教職員の定年は、次のとおりとする。

区分		職別	定年
教員	大学	一般教科の教員	満65歳
		体育実技の教員	満65歳
	高等学校	校長	満70歳
		上記以外の教員	満65歳
	中学校	校長	満70歳
		上記以外の教員	満65歳
	幼稚園	園長	満65歳
		上記以外の教員	満60歳
	専門学校	校長	満70歳
		上記以外の教員	満65歳
職員	法人事務局	一般事務職員	満65歳
	大学	一般事務職員	満65歳
	高等学校	一般事務職員、技術職員、警備員及び用務員	満65歳
	中学校	一般事務職員、技術職員、警備員及び用務員	満65歳
	幼稚園	一般事務職員、用務員	満60歳
	専門学校	一般事務職員、用務員	満65歳

(定年退職の日)

第3条 教職員は、定年に達した日の属する学年度の末日に退職するものとする。

(定年退職者の再任用)

第4条 日本体育大学において、教員の定年退職者が引続き勤務することを希望する場合は、別に定める規程により特別任用教授として採用することができる。

- 2 法人事務局・日本体育大学において、理事長が事務上特に定年退職者を引続き勤務させる必要があると認めたときは、期限を付して、嘱託又は臨時職員として採用することができる。
- 3 高等学校及び中学校において、定年退職後、理事長が必要と認め、本人が希望する者については、1年間、非常勤講師又は臨時職員として採用することができる。
- 4 幼稚園及び専門学校において、理事長が教育上又は事務上特に定年退職者を引続き勤務させる必要があると認めたときは、期限を付して嘱託又は臨時職員として採用することができる。

(実施細則)

第5条 この規程の実施について必要な細則は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 新たに適用される学校等の教職員のうち、この規程の改正施行の日現在既に定年に達している者は、第3条の規定にかかわらず、昭和61年3月31日をもって退職するものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 新たに適用される学校の教職員のうち、この規程の施行の日現在既に定年に達している者は、第3条の規定にかかわらず、昭和63年3月31日をもって退職するものとする。
- 3 この規程施行日以前に採用され、施行日以後も引続き勤務することになる専門学校の校長及び教員には、第2条の規定を適用しない。

附 則

この規程は、平成2年1月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この規程は、平成20年1月1日から施行する。
(定年年齢に係る経過措置)
- 2 この規程の施行日の前から引き続き在職している日本体育大学及び日本体育大学女子短期大学部の専任教員については、改正後の規程第2条にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
(定年年齢に係る経過措置)
- 2 平成19年12月31日以前から引き続き在職している日本体育大学及び日本体育大学女子短期大学部の専任教員のうちの次の者については、第2条の規定にかかわらず、定年年齢は次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 昭和15年4月1日以前に生まれた者 70歳
 - (2) 昭和15年4月2日から昭和18年4月1日までの間に生まれた者 69歳
 - (3) 昭和18年4月2日から昭和21年4月1日までの間に生まれた者 68歳
 - (4) 昭和21年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた者 67歳
 - (5) 昭和24年4月2日から昭和27年4月1日までの間に生まれた者 66歳
- 3 前項にかかわらず、平成19年12月31日以前から引き続き在職している日本体育大学及び日本体育大学女子短期大学部の専任教員のうち、平成11年4月1日以降に採用された者で、施行日現在55歳以上の者の定年年齢は70歳とする。

附 則

(施行日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

○日本体育大学招聘教員規程(旧：日本体育大学招聘教授規程)

平成24年10月19日

理事会制定

(目的)

第1条 この規程は、日本体育大学(日本体育大学大学院を合わせ、以下「大学等」という。)の招聘教員について必要な事項を定めることにより、大学等の教育・研究の充実に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の定義は、他の条項に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 招聘教授 この規程に基づいて採用され、大学等の教授に就任する者をいう。
- (2) 特別招聘教授 招聘教授のうち、第5条により任命される者をいう。
- (3) 招聘准教授 この規程に基づいて採用され、日本体育大学の保健医療学部准教授に就任する者をいう。
- (4) 招聘教員 前3号に掲げる者を総称していう。

(招聘教員の資格等)

第3条 招聘教員は、大学等において、講義、研究指導、実技指導及び論文審査等を行う。

2 招聘教授は、大学院設置基準第9条に定められた資格を有する者、学術研究又は実技指導の分野で極めて優れた実績を有する者であるとともに、次の各号に掲げる基準をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 日本体育大学の建学の精神を理解し、これに賛同する者であること
- (2) 直近の健康診断の結果、職務遂行に支障がないと認められること
- (3) 採用時点において、年齢が満65歳以上70歳未満であること

3 招聘准教授は、大学設置基準第15条に定められた資格を有する者であるとともに、前項各号に掲げる基準をすべて満たす者でなければならない。

(招聘教員の採用)

第4条 学長は、招聘教授又は招聘准教授について、採用候補者を選定し、理事長に推薦する。

2 理事長は、前項による採用候補者について、招聘教授又は招聘准教授として採用することの可否を決定し、学長に通知する。

(特別招聘教授)

第5条 学長は、招聘教授である者について、次のアからキまでの要件のうち3

項目以上を満たし、かつその学術業績及び教育研究上の指導能力が極めて優れていると認められるときは、特別招聘教授の候補者として理事長に推薦し、理事長は、適切であると認めるときは、当該候補者を特別招聘教授として任命する。

ア 博士の学位(外国における同等の学位を含む。)を有する者

イ 国内又は外国の大学もしくは短期大学において、教授として10年以上の教育指導経験を有すること

ウ 国内又は外国の大学院博士課程において、教育指導担当教員として、3年以上の経験を有すること

エ 国内又は外国において、2冊以上の学術著書(単著)を公刊していること

オ 直近の10年間に、国内又は外国の大学において、質の高い学術誌又は著書に10編以上の論文を掲載し、うち5編以上が筆頭論文であること

カ 国際的な学会や競技団体の役員を経験していること

キ 全国レベルの公的な審議会の委員又は学会の会長・理事長を経験していること

(雇用期間)

第6条 招聘教員の雇用期間は2年以内とし、学長の意見を聴いて理事長が定める。

2 招聘教員が特別招聘教授である場合に、雇用期間満了時に学長の意見を聴いて理事長が必要と認めるときは、さらに2年を限度に雇用期間を更新することができ、以後も同様とする。

3 前2項にかかわらず、雇用期間は、満70歳に達した日の属する年度末を越えることができない。

4 第1項及び第2項の雇用期間の途中であっても、事故もしくは傷病等により死亡し、又は職務に堪えられないと認められるときは、理事長は、学長の意見を聴いて雇用契約を終了させることができる。

(人数)

第7条 招聘教員の総人数は10人以内とする。

(給与)

第8条 招聘教員の給与は年俸制とし、年俸額は、別表のとおりとする。

2 年俸の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日まで(以下「年度」という。)とする。

3 年俸は、その12分の1を月額とし、毎月20日に支給する。

4 年度の途中において、招聘教員に就任し、もしくは退任した場合には、年俸額を日割により計算し、就任のときは就任の日から支給し、退任のときは退任の日まで支給する。

(手当)

第9条 招聘教員には、通勤手当を支給し、その他の手当は支給しない。

(退職手当)

第10条 招聘教員には、退職手当を支給しない。

(服務)

第11条 招聘教員の服務は、専任教員に準ずる。

(細則)

第12条 この規程の施行について必要な細則は、理事長が別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 日本体育大学大学院教育学研究科の招聘教員として、平成28年度以降に日本体育大学に採用する者の雇用期間は、改正後の第6条第1項から第3項までにかかわらず、「平成34年3月末日まで」と読み替える。

(別表)(第8条第1項関係)

招聘教員の年俸額

区分	年俸額
特別招聘教授	学術業績、教育研究上の指導能力、年齢及び経歴等を勘案のうえ、理事長が定める。
招聘教授	7,200,000円
招聘准教授	学術業績、教育研究上の指導能力、年齢及び経歴等を勘案のうえ、7,200,000円を超えない範囲で、理事長が定める。

○日本体育大学における学部・学科及び日本体育大学大学院における研究科・専攻の新設に伴う定年教員の再雇用に関する特則（案）

平成24年5月11日
理事会制定

（目的）

第1条 この特則は、日本体育大学(以下「大学」という。)に新たな学部・学科及び日本体育大学大学院に新たな研究科・専攻(以下、合わせて「新学部等」という。)を設置した場合に、完成年度までに定年に達する教員の再雇用について、日本体育大学特別任用教授規程(以下「特任教授規程」という。)の特例を定めることを目的とする。

2 この特則は、新学部等の設置ごとに適用を開始し、当該新学部等の完成年度を経過したときは、適用を停止する。

（対象者）

第2条 この特則は、次のア又はイのいずれかに該当し、かつウ及びエの両方に該当する教員(以下「対象教員」という。)に適用する。

ア	新学部等の設置日の前日に大学の専任教員であって、設置日以降に新学部等の専任教員に就任した者
イ	新学部等の設置日以降に大学の専任教員として採用され、直ちに又はその後に、新学部等の専任教員に就任した者
ウ	学校法人日本体育大学教職員定年規程に定める定年退職日において、新学部等の専任教員である者
エ	ウの定年退職日の翌日以降、引続き新学部等の教員を務める意欲があり、かつ次のいずれの条件も満たす者 (ア) 直近の健康診断の結果、職務遂行に支障がないと認められること (イ) 定年退職日に至るまでの3年以内(大学在職期間)に、減給以上の懲戒処分を受けたことがないこと

（再雇用）

第3条 学長は、新学部等において定年に達する対象教員がいるときは、定年後の再雇用を理事長に推薦し、理事長は、当該教員を新学部等の専任教員(以下「新学部等特任教員」という。)として再雇用する。

2 再雇用の採用日は、対象教員の定年退職日の翌日とする。

（給与等）

第4条 新学部等特任教員の給与は給料及び通勤手当とし、給料は理事長が別途定める。

2 新学部等特任教員には、期末手当及び退職金を支給しない。その他の手当の支給については、理事長が別途定める。

（再雇用期間）

第5条 新学部等特任教員の雇用期間は、再雇用採用の日から所属する学部・学科の設置の日から4年後又は当該研究科・専攻の設置の日から前期課程は2年後、後期課程は3年後までとし、更新しない。

2 新学部等特任教員について、私傷病もしくは心身の故障等により長期療養を要するとき又は職務遂行の適格性を欠くと認められる事由が生じたときは、前項の雇用期間の途中であっても、学長の具申に基づき、理事長は、当該教員を解職することができる。

（改廃）

第6条 この特則の改廃は、理事会が行う。

附 則
(施行日)

この特則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
(施行日)

この特則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
(施行日)

1 この特則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 日本体育大学教育学研究科の設置に伴い平成29年度以降に再雇用する新学部等特任教員で、児童スポーツ教育学部に所属し、教育学研究科を担当する教員の再雇用期間は、第5条の規定にかかわらず平成34年3月末日までとする。

■パターン 1 (体育を専門として選択科目を履修した場合)

区 分	授 業 科 目	授 業 形式	単位数			履 修 単位
			必修	選択	自由	
教科基盤科目 (必修)	教科教育特論	講義	2			1 0
	教科教育研究法	講義	2			
	教科目標論	講義	2			
	教科学習指導論	講義	2			
	教科評価論	講義	2			
教科共通科目 (必修)	国語科実践研究	講義	2			1 0
	社会科実践研究	講義	2			
	算数科実践研究	講義	2			
	理科実践研究	講義	2			
	体育科実践研究	講義	2			
教科選択科目	※算数科学習内容構成セミナー	演習		2		1 0
	体育科特別研究Ⅰ	演習		2		
	体育科特別研究Ⅱ	演習		2		
	体育科学習内容構成セミナー	演習		2		
	体育科教材開発セミナー	演習		2		
計						3 0

※印は体育科以外の「学習内容構成セミナー」または「教材開発セミナー」を履修する。

■パターン 2 (理科を専門として選択科目を履修した場合)

区 分	授 業 科 目	授 業 形式	単位数			履 修 単位
			必修	選択	自由	
教科基盤科目 (必修)	教科教育特論	講義	2			1 0
	教科教育研究法	講義	2			
	教科目標論	講義	2			
	教科学習指導論	講義	2			
	教科評価論	講義	2			
教科共通科目 (必修)	国語科実践研究	講義	2			1 0
	社会科実践研究	講義	2			
	算数科実践研究	講義	2			
	理科実践研究	講義	2			
	体育科実践研究	講義	2			
教科選択科目	※体育科教材開発セミナー	演習		2		1 0
	理科特別研究Ⅰ	演習		2		
	理科特別研究Ⅱ	演習		2		
	理科学習内容構成セミナー	演習		2		
	理科教材開発セミナー	演習		2		

計	30
---	----

※印は理科以外の「学習内容構成セミナー」または「教材開発セミナー」を履修する。

■パターン3(算数を専門として選択科目を履修した場合)

区 分	授 業 科 目	授 業 形式	単位数			履修 単位
			必修	選択	自由	
教科基盤科目 (必修)	教科教育特論	講義	2			10
	教科教育研究法	講義	2			
	教科目標論	講義	2			
	教科学習指導論	講義	2			
	教科評価論	講義	2			
教科共通科目 (必修)	国語科実践研究	講義	2			10
	社会科実践研究	講義	2			
	算数科実践研究	講義	2			
	理科実践研究	講義	2			
	体育科実践研究	講義	2			
教科選択科目	※社会科教材開発セミナー	演習		2		10
	算数科特別研究Ⅰ	演習		2		
	算数科特別研究Ⅱ	演習		2		
	算数科学習内容構成セミナー	演習		2		
	算数科教材開発セミナー	演習		2		
計						30

※印は算数科以外の「学習内容構成セミナー」または「教材開発セミナー」を履修する。

■パターン4(社会を専門として選択科目を履修した場合)

区 分	授 業 科 目	授 業 形式	単位数			履修 単位
			必修	選択	自由	
教科基盤科目 (必修)	教科教育特論	講義	2			10
	教科教育研究法	講義	2			
	教科目標論	講義	2			
	教科学習指導論	講義	2			
	教科評価論	講義	2			
教科共通科目 (必修)	国語科実践研究	講義	2			10
	社会科実践研究	講義	2			
	算数科実践研究	講義	2			
	理科実践研究	講義	2			
	体育科実践研究	講義	2			
教科選択科目	※体育科教材開発セミナー	演習		2		10
	社会科特別研究Ⅰ	演習		2		
	社会科特別研究Ⅱ	演習		2		
	社会科学習内容構成セミナー	演習		2		

	社会科教材開発セミナー	演習		2		
計						30

※印は社会科以外の「学習内容構成セミナー」または「教材開発セミナー」を履修する。

■パターン5(国語を専門として選択科目を履修した場合)

区 分	授 業 科 目	授 業 形式	単位数			履修 単位
			必修	選択	自由	
教科基盤科目 (必修)	教科教育特論	講義	2			10
	教科教育研究法	講義	2			
	教科目標論	講義	2			
	教科学習指導論	講義	2			
	教科評価論	講義	2			
教科共通科目 (必修)	国語科実践研究	講義	2			10
	社会科実践研究	講義	2			
	算数科実践研究	講義	2			
	理科実践研究	講義	2			
	体育科実践研究	講義	2			
教科選択科目	※体育科教材開発セミナー	演習		2		10
	国語科特別研究Ⅰ	演習		2		
	国語科特別研究Ⅱ	演習		2		
	国語科学習内容構成セミナー	演習		2		
	国語科教材開発セミナー	演習		2		
計						30

※印は国語科以外の「学習内容構成セミナー」または「教材開発セミナー」を履修する。

■パターン1(体育を専門として選択科目を履修した場合)

区 分	授 業 科 目	授業 形式	単位数			履修 単位
			必修	選択	自由	
共通分野 (選択)	カリキュラム開発講究(体育科教育学)	講義	2			4
	※カリキュラム開発講究(数学教育学)	講義	2			
専修分野 (選択)	カリキュラム開発特別研究Ⅰ(体育科教育学)	演習		2		6
	カリキュラム開発特別研究Ⅱ(体育科教育学)	演習		2		
	カリキュラム開発特別研究Ⅲ(体育科教育学)	演習		2		
計						10

※印の科目は体育科以外の「カリキュラム開発講究」を履修することとなる。

■パターン2(理科を専門として選択科目を履修した場合)

区 分	授 業 科 目	授業 形式	単位数			履修 単位
			必修	選択	自由	
共通分野 (選択)	カリキュラム開発講究(理科教育学)	講義	2			4
	※カリキュラム開発講究(数学教育学)	講義	2			
専修分野 (選択)	カリキュラム開発特別研究Ⅰ(理科教育学)	演習		2		6
	カリキュラム開発特別研究Ⅱ(理科教育学)	演習		2		
	カリキュラム開発特別研究Ⅲ(理科教育学)	演習		2		
計						10

※印の科目は理科以外の「カリキュラム開発講究」を履修することとなる。

■パターン3(算数を専門として選択科目を履修した場合)

区 分	授 業 科 目	授業 形式	単位数			履修 単位
			必修	選択	自由	
共通分野 (選択)	カリキュラム開発講究(数学科教育学)	講義	2			4
	※カリキュラム開発講究(理科教育学)	講義	2			
専修分野 (選択)	カリキュラム開発特別研究Ⅰ(数学教育学)	演習		2		6
	カリキュラム開発特別研究Ⅱ(数学教育学)	演習		2		
	カリキュラム開発特別研究Ⅲ(数学教育学)	演習		2		
計						10

※印の科目は数学科以外の「カリキュラム開発講究」を履修することとなる。

■パターン4(社会を専門として選択科目を履修した場合)

区 分	授 業 科 目	授 業 形式	単位数			履修 単位
			必修	選択	自由	
共通分野 (選択)	カリキュラム開発講究(社会科教育学)	講義	2			4
	※カリキュラム開発講究(体育科教育学)	講義	2			
専修分野 (選択)	カリキュラム開発特別研究Ⅰ(社会科教育学)	演習		2		6
	カリキュラム開発特別研究Ⅱ(社会科教育学)	演習		2		
	カリキュラム開発特別研究Ⅲ(社会科教育学)	演習		2		
計						10

※印は社会科以外の「学習内容構成セミナー」または「教材開発セミナー」を履修する。

■パターン5(国語を専門として選択科目を履修した場合)

区 分	授 業 科 目	授 業 形式	単位数			履修 単位
			必修	選択	自由	
共通分野 (選択)	カリキュラム開発講究(国語教育学)	講義	2			4
	※カリキュラム開発講究(数学教育学)	講義	2			
専修分野 (選択)	カリキュラム開発特別研究Ⅰ(国語教育学)	演習		2		6
	カリキュラム開発特別研究Ⅱ(国語教育学)	演習		2		
	カリキュラム開発特別研究Ⅲ(国語教育学)	演習		2		
計						10

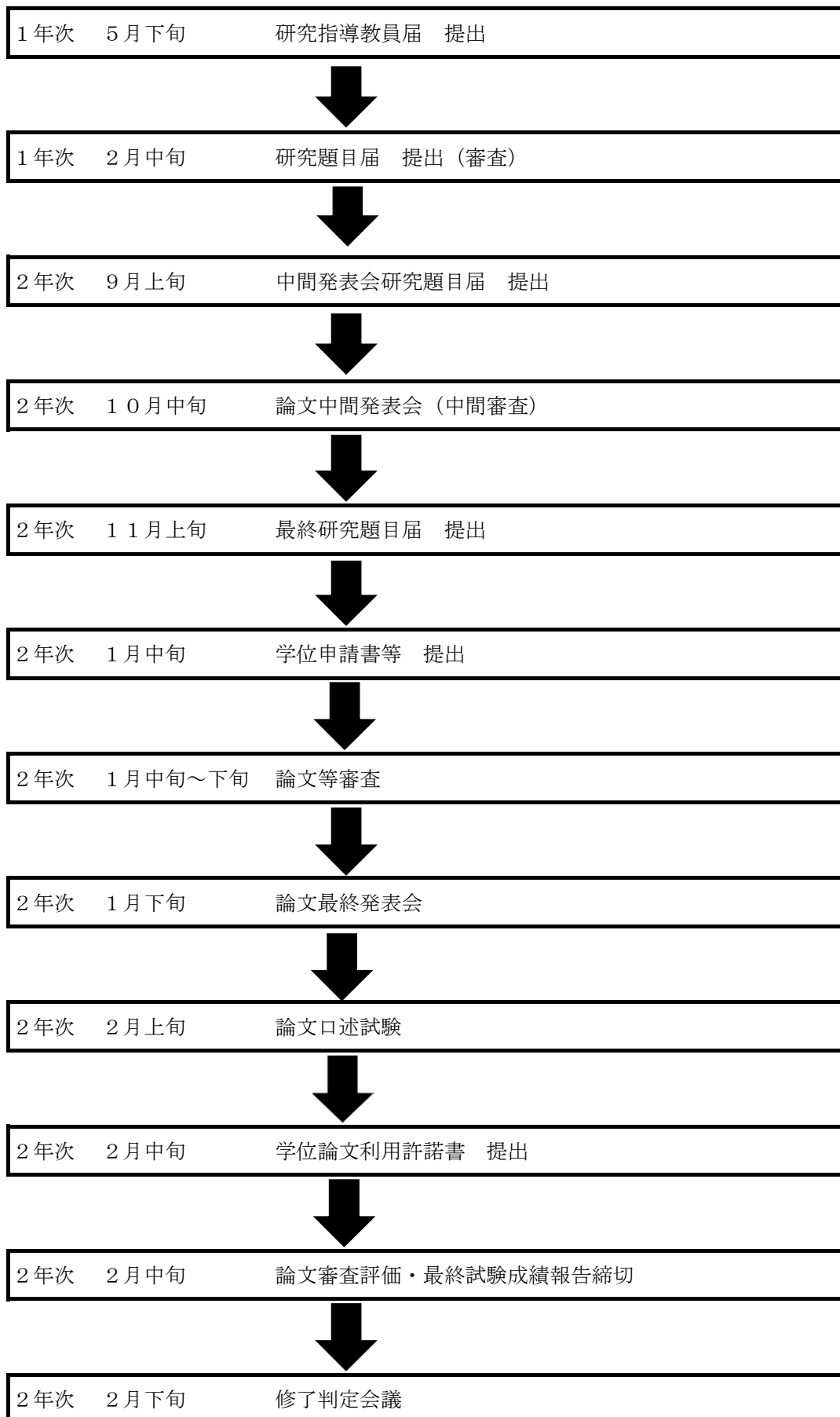
※印は国語科以外の「学習内容構成セミナー」または「教材開発セミナー」を履修する。

研究指導のスケジュール(博士前期課程)

博士前期課程

学年	事 項	委員会等
1 年次	・ 指導教員の決定 ・ 論文題目・研究計画の提出（審査） ・ 論文題目・研究計画の討議とそれに対する指導	研究科委員会
2 年次	・ 審査付き論文の作成と討議 ・ 全国学会での討議 ・ 中間発表会（中間審査） ・ 修士論文の提出 ・ 最終発表会 ・ 最終審査（論文審査・口述試験） ・ 修了認定	審査委員会 研究科委員会

◆修士学位論文審査の流れ

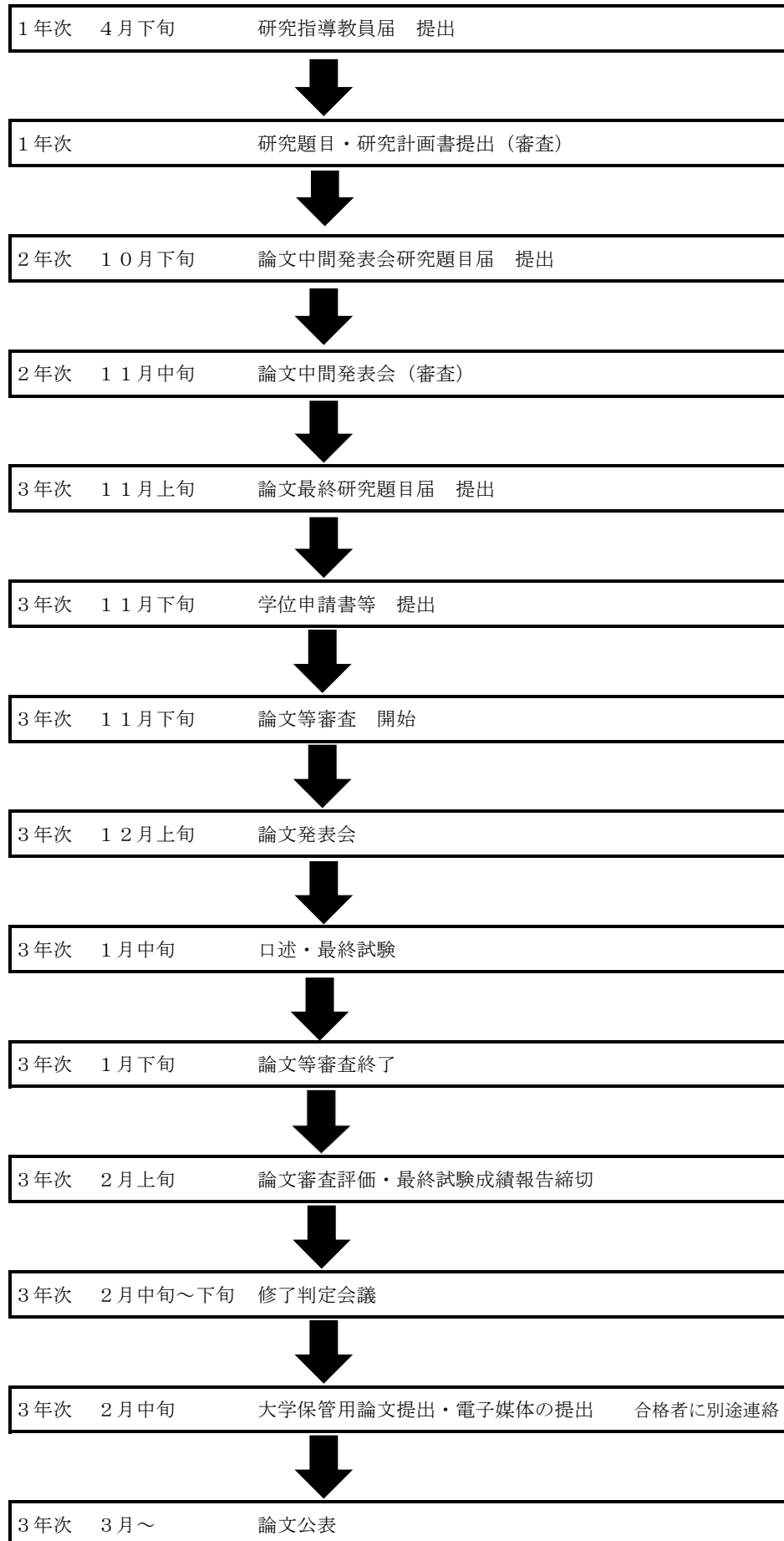


研究指導のスケジュール(博士後期課程)

博士後期課程

学年	事 項	委員会等
1 年次	・ 指導教員の決定 ・ 論文題目・研究計画の提出（審査） ・ 論文題目・研究計画の討議とそれに対する指導	博士委員会
2 年次	・ 審査付き論文の作成と討議 ・ 全国学会での討議 ・ 中間発表会（中間審査） ・ 修正論文題目・研究計画提出	博士委員会
3 年次	・ 審査付き論文の作成と討議 ・ 全国学会での討議 ・ 博士論文の提出 ・ 最終発表会 ・ 最終審査（論文審査・口述試験） ・ 修了認定・	審査委員会 博士委員会 研究科委員会

◆博士学位論文（課程博士）審査の流れ



○日本体育大学学位規程（案）

昭和50年7月18日

理事会制定

（趣旨）

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条並びに日本体育大学学則(以下「大学学則」という。)第27条第2項及び日本体育大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第37条の規定により日本体育大学(以下「本学」という。)が授与する学位について、必要な事項を定める。

（学位の授与及び専攻分野の名称）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士とし、専攻分野の名称は次のとおりとする。

一 学士の学位

体育学部 体育学

児童スポーツ教育学部 児童スポーツ教育学

保健医療学部

整復医療学科 整復医療学

救急医療学科 救急医療学

二 修士の学位

体育科学研究科博士前期課程 体育科学

教育学研究科博士前期課程 教育学

三 博士の学位

体育科学研究科博士後期課程 体育科学

教育学研究科博士後期課程 教育学

（学士の学位授与の要件）

第3条 学士の学位は、大学学則第26条及び第27条の規定により、卒業の認定を受けた者に授与する。

（修士の学位授与の要件）

第4条 修士の学位は、大学院学則第29条の規定により、大学院研究科博士前期課程(修士課程)を修了した者に授与する。

（博士の学位授与の要件）

第5条 博士の学位は、大学院学則第30条の規定により、大学院研究科博士後期課程(博士

課程)を修了した者に授与する。

- 2 前項に規定する以外の者が論文を提出して、その審査に合格し、かつ、本学大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力があると確認された場合には、大学院学則第36条第2項の規定により、博士の学位を授与することができる。

(論文の提出)

第6条 修士及び博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書に論文(修士、博士とも1篇4通)を添えて学長に提出するものとする。

- 2 論文審査のために必要があるときは、参考資料の提出を求めることがある。
- 3 学位の授与を申請する者は、所定の論文審査手数料(別表1)を納付しなければならない。
- 4 提出した論文及び納付した論文審査手数料は、返還しない。
- 5 第1項に規定する学位申請書の様式及び論文の提出期日等については、別に定める。

(審査機関等)

第7条 修士及び博士の学位に係わる審査は、学位の種類により、大学院体育科学研究科委員会又は大学院教育学研究科委員会(以下、それぞれを「研究科委員会」という。)において行うものとする。

- 2 学長は、前条第1項の規定により論文の提出があったときは、体育科学研究科長又は教育学研究科長(以下、それぞれを「研究科長」という。)に論文の審査及び最終試験の実施を付託するものとする。

(論文審査員の委嘱)

第8条 研究科長は、研究科委員会の議を経て、第4条の規定による者については3名以上を、第5条の規定による者については3名以上を、それぞれの論文審査員を委嘱する。

- 2 研究科長は、前項の論文審査員のうち1名を主査に任ずる。

(論文審査期間)

第9条 第4条及び第5条第1項の規定に係わる論文審査期間は3カ月以内とし、第5条第2項の規定に係わる論文審査期間は1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、研究科委員会の議を経て審査期間を延長することができる。

(最終試験及び学力の確認)

第10条 第4条及び第5条第1項の規定に係わる最終試験は、当該論文を中心としてこれに関連ある科目について、口答又は筆答により行うものとする。

- 2 第5条第2項の規定に係わる最終試験及び学力の確認は、当該論文を中心としてこれに関連ある科目及び外国語科目(1外国語科目以上)について、口答又は筆答により行うもの

とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、論文審査員主査が申請者の経歴及び当該論文以外の業績を審査して、前項試験の全部又は一部を行う必要がないと認めたときは、当該博士後期課程の担当教員で構成する委員会(以下「博士委員会」という。)の承認を得て、その経歴及び業績の審査をもって、全部又は一部の試験に代えることができるものとする。

(論文審査等の結果報告)

第11条 論文審査等が終了したとき、論文審査員主査は、第4条又は第5条第1項の規定による者については論文審査の要旨及び最終試験の成績、第5条第2項の規定による者については論文審査の要旨及び最終試験の成績のほかに学力の確認の結果を添えて、研究科長に報告しなければならない。

(学位授与の審議及び議決)

第12条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、修士の学位授与の認定について議決する。

2 博士委員会は、前条の報告に基づき、博士の学位授与の認定について議決する。

3 第1項の議決を行うには、研究科委員会委員(公務出張を命じられた者及び休職中の者を除く。)の3分の2以上が出席し、かつ、3分の2以上の賛成がなければならない。

4 第2項の議決を行うには、博士委員会(公務出張を命じられた者及び休職中の者を除く。)の3分の2以上が出席し、かつ3分の2以上の賛成がなければならない。

(学位授与の審議の結果報告)

第13条 研究科長は、前条により学位を授与できる者を認定したときは、その氏名、論文審査の要旨及び最終試験の結果を学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第14条 学長は、前条の報告に基づき課程修了の可否を裁定し、修士及び博士の学位の授与を決定する。

2 学長は、修士及び博士の学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、授与できない者にはその旨を通知する。

(論文要旨等の公表)

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、当該学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第17条 本学の学位を授与された者が、当該学位の名称を用いるときは、「日本体育大学」と付記するものとする。

(学位の取消)

第18条 本学より学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは学長は、学位の種類により、教授会、研究科委員会及び博士委員会のいずれかの議を経て学位を取り消し、学位記を返付させ、その旨を公表することができる。

2 前項の議決を行う場合は、第12条の規定を準用する。この場合において同条中第1項「研究科委員会」とあるのは、学士の学位の取消しにあつては「教授会」と読み替えるものとする。

(学位記の様式)

第19条 学位記の様式は別表2のとおりとする。

2 公印印影は、公印取扱規程により印刷をもって代えることができる。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、学部長会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、昭和50年7月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年1月22日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成12年7月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成12年12月15日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成17年10月28日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成20年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の幼児教育保育料の学位は、平成18年4月1日以降の入学生から適用し、平成17年度以前の保育科入学生については、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成25年8月30日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

<別表1>

学位論文の種類	審査手数料	
修士の論文	20,000円	
課程博士の論文	100,000円(注1)	
論文博士の論文	予備審査手数料	10,000円
	本審査手数料	300,000円(注2)

注1 本学の博士課程単位取得満期退学者(退学後3年以内) 120,000円

注2—1

ア 本学以外の大学卒業者 300,000円

イ 本学以外の修士学位取得者 200,000円

2

ア 本学卒業者 200,000円

イ 本学の修士学位取得者 150,000円

3 本学教職員 100,000円

<別表2> 1 学部を卒業した場合(第3条及び第19条関係)

		大学印
		第 号

名		
(印影の印刷)		

(注) 学位記は用紙A4サイズ横書きとする。

3 論文提出による場合(第5条第2項及び第19条関係)

大学印		
第 号		
学位記		
氏 名		
年 月 日生		
◆		
上記研究科長の認定により博士(〇〇)の学位を授与する		
平成 年 月 日 日本体育大学長 氏 名	印	
(印影の印刷)		

(注) 学位記は用紙 A4 サイズ横書きとする。

○倫理審査委員会規程

平成18年3月7日
教授会制定

第1条 委員会規程第2条に基づき、倫理審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会は、社会的コンセンサスが必要とされている実験・調査研究における生命倫理、ライフサイエンスに係る安全対策・取組み並びに微生物、毒物・劇物等の管理、安全確保及び実験装置等の適正な管理を図ることを目的とする。

第3条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) ヒトを対象とした研究等の実施計画に基づく倫理上の審査に関する事項
- (2) ヒトゲノム・遺伝子解析研究計画の審査、研究の変更及び中止に関する事項
- (3) 遺伝子組換え実験等の計画の審査、研究の変更及び中止等に関する事項
- (4) 人体機能測定装置等の使用統制及び安全に関する事項
- (5) 毒物及び劇物等の取扱に関する事項
- (6) 動物実験計画の審査、研究の変更及び中止に関する事項
- (7) 医用廃棄物及び実験廃棄物の取扱、処理に関する事項
- (8) 微生物の取扱に関する事項(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)で規制される特定病原体等は取扱わないものとする。ただし、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。)
- (9) 緊急事態に対応する措置に関する事項

第4条 委員会は、次の号に掲げる者をもって組織し、学長が委嘱する。

- (1) 副学長
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 体育学部各学科 1名
- (5) 教養・教職科 1名
- (6) 研究科各学系 1名
- (7) 児童スポーツ教育学科各コース 1名
- (8) 保健医療学部各学科 1名
- (9) 総合スポーツ科学研究センター長
- (10) 体育研究所長
- (11) オリンピックスポーツ文化研究所長
- (12) スポーツ・トレーニングセンター長
- (13) 健康管理センター長
- (14) 企画部長
- (15) 管理部長
- (16) その他学長が必要と認めた者 若干名

第5条 必要に応じ委員会に、重要事項を審議するため専門委員会を置くことができる。

第6条 委員会の庶務は、総合スポーツ科学研究センター事務室及び管理部施設課が処理する。

第7条 この規程の改廃は、学部長会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 医用・実験廃棄物取扱内規(平成9年10月13日学長裁定)第4条による医用・実験廃棄物管理委員会は廃止する。
- 3 人間を対象とした研究に関する倫理委員会規程(平成9年10月13日教授会制定)は廃止する。
- 4 動物実験委員会規程(平成9年10月13日教授会制定)は廃止する。
- 5 人体機能測定装置等管理規程(平成9年10月13日教授会制定)は廃止する。

附 則

この規程は、平成18年6月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成26年6月4日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

○日本体育大学ヒトを対象とした実験等に関する規程

平成19年9月21日
学長裁定

(目的)

第1条 この規程は日本体育大学(以下「本学」という。)において行われるヒトを対象とした体育科学の実験研究、調査研究及び測定(以下「ヒトを対象とした実験等」という。)に関し必要な事項を定め、人間の尊厳と人権を重んじ、社会の理解と協力が得られる適切な研究が実施されることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「部局の長」とは、学部、大学院研究科、総合スポーツ科学研究センター、体育研究所、スポーツ・トレーニングセンターの長をいう。
- (2) 「所属長」とは、学科長、大学院研究科学系主任をいう。
- (3) 「研究実施者」とは、ヒト対象の研究等を計画し、及び実施する者をいう。
- (4) 「実施責任者」とは、研究実施者のうち、実験等の実施に関する業務を統括するものをいう。
- (5) 「提供者」とは、研究のため個人の情報等を提供する者をいう。

(研究の基本)

第3条 人を対象とした実験等を行う者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、科学的及び社会的に妥当な方法及び手段で、その研究を遂行しなければならない。

2 研究実施者が、個人の情報等の収集又は採取を行う場合は、安心及び安全な方法で行い、提供者の身体的、精神的負担及び苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

(研究実施者の説明責任)

第4条 研究実施者が、個人の情報等を収集又は採取するときは、研究実施者は、提供者に対して研究目的、研究成果の発表方法及び研究計画等について、「説明書」(様式1)を作成し、わかりやすく説明しなければならない。

2 研究実施者は、個人の情報等を収集又は採取するにあたり、提供者に対し何らかの身体的、精神的負担もしくは苦痛を伴うことが予見される場合、その予見される状況をできるだけ、わかりやすく説明しなければならない。

(提供者の同意)

第5条 研究実施者が、個人の情報等を収集又は採取するときは、原則として、予め提供者の同意を得るものとする。

2 「提供者の同意」には、個人の情報等の取扱い及び発表の方法等に関わる事項を含むものとする。

3 研究実施者は、提供者から当該個人の情報等の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。

4 研究実施者は、提供者が同意する能力がないと判断される場合は、提供者に代わり同意をすることができる者から同意を得なければならない。

5 提供者からの同意は、「同意書」(様式2)により行うものとし、研究実施者は、その記録を研究終了後又は研究成果公表後、適切な期間保管しなければならない。

6 研究実施者は、提供者が同意を撤回したときは、当該個人の情報等を廃棄しなければならない。

(第三者への委託)

第6条 研究実施者が第三者に委託して、個人の情報等を収集又は採取する場合は、この規程の趣旨に則った契約を交わして行わなければならない。

2 研究実施者は、必要があるときは、研究目的等を提供者に直接説明しなければならない。

(授業等における収集又は採取)

第7条 研究実施者が、授業、演習、実技、実験及び実習等の教育実施の過程において、研究のために学生から個人の情報等の提供を求めるときは、原則として予め同意を得るものとする。

2 研究実施者は、個人の情報等の提供の有無により、学生の成績評価において不利益を与えてはならない。

(学長の責務)

第8条 学長は、本学における人を対象とした実験等の適正な実施に関する業務を統括する。

(部局の長の責務)

第9条 人を対象とした実験等を実施しようとする部局の長は、国の指針及び本規程に基づき、当該研究の適正な実施に関し、管理及び監督をしなければならない。

(審査申請書の申請)

第10条 実施責任者は、ヒトを対象とする実験等を実施する場合は、「ヒトを対象とした実験等に関する倫理審査申請・計画書」(様式3)により、また承認を受けた研究計画を変更する場合は、「ヒトを対象とした実験等計画変更・追加申請書」(様式4)により、実施責任者が所属する部局の長を経由して、学長に申請する。

2 学長は、ヒトを対象とした実験等に関する倫理審査申請書及びヒトを対象とした実験等計画変更・追加申請書(以下「申請書等」という。)を受理したときは、速やかに倫理審査委員会(以下「委員会」という。)にその審査を付託する。

(審査の基準)

第11条 審査における基準は、この規程に定めるもののほか、関連する法令及び所轄庁の指針等によるものとする。

2 ゲノム研究を審査するときは、日本体育大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規則によるものとする。

(審査方法)

第12条 委員会が第10条に定める審査の付託を受けたときは、申請書等に基づき審査を行う。

2 委員会は、必要あるときは実施責任者を委員会に出席させ、申請内容等の説明を求めることができる。

3 委員会は、審査の経過を勘案して、実施責任者に対して研究計画等の変更を勧告することができる。

4 申請された申請書等の審査結果は、次の各号に掲げる表示により行う。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認

(5) 非該当

(審査の結果)

第13条 委員会は、審査結果及びその内容を学長に報告する。

2 学長は、委員会から報告を受け、研究実施の可否を決定した場合は、審査の結果を、「審査結果通知書」(様式5)により、部局の長を経由して速やかに実施責任者に通知する。

3 審査の審査結果通知書には、その理由を付記する。

4 審査の経過及び結果は、文書で記録し、及び保存し、委員会が必要と認めたときは、公表することができる。

(研究計画等の変更)

第14条 実施責任者が、第12条第4項第1号及び第2号の判定を受けた申請書等において、第11条に定める審査基準に関わる事項の変更をしようとするときは、その変更について委員会の承認を得なければならない。

2 前項の委員会の承認の方法については、第12条から第13条までの規定を準用する。

(再審査)

第15条 審査の判定に異議のある実施責任者は、異議の根拠となる資料を添えて、学長に再審査の申請をすることができる。

2 再審査の申請の手続については、第10条の規定を準用する。

(実施状況報告)

第16条 実施責任者はヒトを対象とする実験等が終了又は中止になったときは、速やかに「ヒトを対象とした実験等に関する実施報告書」(様式6)を学長に提出しなければならない。

2 単年度を超える研究の場合は、年度ごとに報告することとする。

(自己点検・評価及び検証)

第17条 学長は、委員会に基本方針等への適合性に係る自己点検及び評価を実施させるものとする。

2 委員会は、ヒトを対象とする実験等の実施に関する自己点検及び評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、実施責任者に自己点検及び評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検及び評価の結果について、本学以外のものによる検証をうけるように努めるものとする。

(情報公開)

第18条 学長は、本学におけるヒトを対象とする実験等の実施に関する情報を、適切な方法により公表しなければならない。ただし、産業財産権の取得等合理的な理由のため公表に制約のある場合は、その期間内において公表しないものとすることができる。

(事務)

第19条 ヒトを対象とする実験等に関する事務は、企画部庶務課において処理する。

(補足)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、委員会、学部長会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年9月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

様式1

説明書(作成例)

本研究にご協力いただき、ありがとうございました。
研究について下記の説明事項をご一読の上、同意書に署名をお願いいたします。

1 研究計画の概要

- 1) 研究の目的の方法、意義
(実施する研究の目的と方法、意義を記入します。)
- 2) 収集するデータの種類、収集方法など
(実施する収集データの種類、収集方法などを記入します。)

2 個人情報保護

- 1) 本研究では個々の人間のデータが必要であるため、個人情報の収集を行います。
- 2) 収集データの氏名を符号化して、データ全体の匿名化します。
- 3) 氏名とデータの符号との対象表は_____研究室において厳重に保管します。

3 侵襲及び安全管理

本研究におけるデータ収集に当たり、対象者に特記すべき身体的及び精神的負担もしくは苦痛を与えることは原則として予見されませんが、研究参加中に対象者が何らかの負担もしくは苦痛を自覚した場合は、申し出により速やかに対応します。

4 インフォームドコンセント

研究への参加は任意であり、参加に同意しないことにより不利益な対応を受けません。また参加に同意した後でも、いつでも文書による同意を撤回することができ、撤回により不利益な対応を受けることはありません。

本人から請求があれば、当該データを開示します。

5 説明者及び日付等

説明者の氏名：

説明を行った日時：

説明を行った場所：

問合せの連絡先：日本体育大学

研究室

〒

電話

E-mail

説明書の作成方法について

ヒトを対象とする実験等を行う研究者は、個人の情報、データを収集・採取するにあたり、提供者に対して、その研究計画等に関して次の事項を分かりやすく、明瞭に説明するものとする。ただし、説明事項については、実施する研究の内容に応じて、適宜追加・修正もしくは該当しない項目については省略することができるものとする。なお、説明に関

しては、予め文書を作成し、提示するのが望ましい。

1 研究計画の概要に関する事項

1) 研究の目的の方法、意義

(実施する研究の目的と方法、意義を専門分野以外の人にも分かりやすく記入)

2) 収集するデータの種類、収集方法など

(収集する情報・データの種類、量及び収集方法などを記入)

2 個人情報保護の方法に関する事項

1) 個人情報の収集が、研究目的、研究計画に照らして必要であること

2) 匿名化の方法、あるいは匿名化しない場合(連結可能匿名化の場合も含む)にはその理由についてわかりやすく記述すること

3) データの保管・管理について適切になされること

3 侵襲及び安全管理に関する事項

収集・採取にあたっては、提供者に対し何らかの身体的、精神的負担あるいは苦痛を伴うことが予見される場合、その状況についてわかりやすく記述すること

4 インフォームドコンセントに関する事項

1) 実施計画への参加は任意であること

2) 実施計画への参加に同意しないことにより不利益な対応を受けないこと

3) 実施計画への参加に同意した後でも、いつでも文書により同意を撤回できること

4) 本人から請求があれば、当該データを開示すること

5) 同意を撤回しても、そのことにより何ら不利益を蒙らないこと

6) 同意を撤回した場合、提供されたデータ等は廃棄されること

7) 収集したデータ等は、本人の同意を得ることなく他者に渡さないこと

8) 研究成果の発表の方法の方法について、学会発表、論文発表の予定

9) 実施計画参加に対して謝礼を支払うこと(又は支払わないこと)

5 その他

1) 説明者の氏名、説明を行った日時・場所等

2) 問い合わせ、苦情などに対応するための連絡先

様式2

同意書(作成例)

日本体育大学 研究室
殿

私は、(研究課題を記入します) の研究・実験
の実施について、説明者 より 年 月 日 (場所)において、説明
書を用いて説明を受け、研究計画の目的、意義、方法、個人情報保護の方法、安全管理へ
の配慮などについて十分理解しましたので、計画に参加し、求められた私個人にかかわる
情報、データ等を提供することに同意します。

説明を受けて理解した項目(□の中にレ点を付けて下さい。)

1 研究計画の概要

- ☐ 研究の目的と意義
- ☐ 提供する情報、データ等

2 個人情報保護

- ☐ 個人情報の収集が研究目的、計画に照らして必要であること
- ☐ 収集したデータの匿名化
- ☐ データの保管・管理

3 侵襲及び安全管理

- ☐ 予想される負担、苦痛とその対応

4 インフォームドコンセント

- ☐ 研究への参加は任意であり、参加に同意しないことにより不利益な対応を受けないこと
- ☐ 研究計画の参加に同意した後でも、いつでも文書により同意を撤回でき、同意を撤回しても不利益な対応を受けないこと
- ☐ 本人からの請求があれば当該データを開示すること

年 月 日

氏名(自署)

連絡先

代諾者(自署)代諾者の可能性がない場合はこの欄設けない

連絡先

データ提供者との関係 //

代諾者となる理由 //

	部局長印		所属長氏名印	印
--	------	--	--------	---

日本体育大学ヒトを対象とした実験等倫理審査申請・研究計画書

1 研究計画名		
2 研究の実施形態		☐ ① 日本体育大学内の研究者で研究を実施 ☐ ② 日本体育大学外の機関と共同で研究を実施 (中 心 と な る 機 関 :) ☐ ③ そ の 他 ()
3 研究機関名・研究実施場所		記入例：日本体育大学大学院体育科学研究科〇〇系
4 研究実施責任者		所属：日本体育大学大学院体育科学研究科〇〇系 職名： 氏名： TEL： (内線：) E-mail：
5 その他の研究者		所属： 職名： 氏名： 所属： 職名： 氏名：
6 共同研究機関	(1) 共同研究機関の有無	☐ ①あり ☐ ②なし(→(2)への記載は不要)
	(2) 共同研究機関の概要	機関名：〇〇大学〇〇学部〇〇学科、〇〇株式会社等 共同研究機関の研究代表者：所属・職名・氏名 共同研究機関の役割： ※共同研究機関が複数の場合は、それぞれについて記載する。
7 被験者	(1) 被験者数(予定)	名

		※日本体育大学外の機関と共同で研究を実施する場合は、研究全体での被験者数と、日本体育大学での被験者数を記載する。
	(2) 被験者の選定方針	※被験者の選定基準と選定方法を、具体的に記入する。 記入例：〇〇に所属する学生のうち、健康な20歳以上の男性を対象とする。被験者の募集は、学内掲示板への被験者募集の掲示により行い、応募者に研究の説明をして、研究参加の同意が得られた者を被験者とする。
	(3) 被験者の自由意思を尊重するための配慮 (該当するものすべてにチェック)	☐ ①学生を対象とする場合、研究への参加について、上下関係による強制力が働かないように十分に留意する。 ☐ ②学生を対象とする場合、研究への参加の有無が学業成績又は単位の認定に影響を与えないことを、説明文書に明記する。 ☐ ③研究に関する説明を行った当日に「研究への参加についての同意書(様式5)」を提出させることを避け、被験者が研究への参加について十分考えられるように時間を設ける。 ☐ ④ その他 (具 体 的 に) : ※被験者の自由意思尊重のため、①、②、③すべてに配慮することが望ましい。
	(4) 被験者に未成年者、又は判断能力の不十分な成年等が含まれるか	☐ ①含まれる(→保護者等の代諾者の同意が必要であり、15への記載が必要) ☐ ②含まれない(→15への記載は不要)
8	研究の意義・目的	※別紙添付の場合も、本欄に概要を記入する。
9	研究方法	※別紙添付の場合も、本欄に概要を記入する。
10	研究期間(最大5年)	開始：☐ ①承認日より ☐ ②平成 年 月 日より 終了： 平成 年 月 日 まで

11 研究参加に伴う利益及び不利益	(1) 研究参加により被験者にもたらされうる利益	☐ ① 被験者に直接的な利益は期待できない。 ☐ ② 被験者に直接的な利益が期待できる。 (具 体 的 に :)
	(2) 研究参加により被験者に起こりうる危険、研究に伴う不快な状態、その他の不利益	☐ ① 健康被害等の危険や、痛み等の不快な状態、その他被験者に不利益となることは、生じ得ない。 ☐ ② 健康被害等の危険が生じる可能性はないが、痛み等の不快な状態やその他被験者に不利益となることは生じ得る。 (具 体 的 に :) ☐ ③ 健康被害等の危険が生じ得る。 (具 体 的 に :)
12 研究終了後の対応 (該当するものすべてにチェック) (1) 個人情報保護の方法		☐ ① 研究成果は、被験者を特定できないようにした上で、学会や学術雑誌等で公表する。 ☐ ② 被験者のデータは、紙データについてはシュレッダー等を用いて廃棄し、電子データについてはデータを完全に消去する。 ☐ ③ 被験者のデータは、個人情報を厳重に管理した上で保存する。 ☐ ④ 被験者の検体(血液等の検査のためのヒト由来の試料)は、廃棄する。 ☐ ⑤ 被験者の検体(血液等の検査のためのヒト由来の試料)は、保存する。(保 存 す る 理 由 :) ☐ ⑥ そ の 他 (具 体 的 に :)
13 研究に係る個人情報の保護 注：本研究計画書末尾の解説を参照すること。	(1) 個人情報保護の方法	※被験者の個人情報を保護するため、匿名化を行うことが望ましい。 ☐ ① 匿名化を行わないが、個人情報は厳重に管理する。 (→(2)、(3)への記載は不要) (被験者のデータや個人情報が記された資料は、鍵をかけて厳重に

		保管する。また、被験者のデータをコンピュータに入力する場合は、他のコンピュータと切り離されたコンピュータを使用して、フロッピーディスクなどの外部記憶媒体に記録させ、その外部記憶媒体は鍵をかけて厳重に保管する。) ☐②「連結可能匿名化」を行い、個人情報を保護する。 (被験者のデータや検体から氏名等の個人情報を削り、代わりに新しく符号をつけて匿名化を行う。被験者与此の符号とを結びつける対応表は、外部に漏れないように厳重に保管する。) ☐③「連結不可能匿名化」を行い、個人情報を保護する。 (→(2)への記載は不要) ☐④その他(具体的に:)
	(2) 連結可能匿名化を行う場合((1)=②)、対応表の管理方法	☐①他のコンピュータと切り離されたコンピュータを使用して、外部記憶媒体(フロッピーディスクなど)に記録させ、その外部記憶媒体は鍵をかけて厳重に保管する。 ☐②筆記による原簿として、鍵をかけて厳重に保管する。 ☐③その他(具体的に:)
	(3) 匿名化を行う場合((1)=②又は③)、個人情報管理者)	所属: 研究科・系統 職名: 氏名: ※個人情報管理者とは、個人情報を管理し、匿名化を行う責任者をいう。連結可能匿名化を行う場合は、原則として研究チーム(研究実施責任者及び研究者)以外の者をあてる。連結不可能匿名化を行う場合は、研究チームの者でも可。
14 インフォームド・コンセント(説明に基づく同意)の手続き		☐①被験者から、文書によるインフォームド・コンセントを得て研究を行う。(→15、17への記載は不要) ☐②代諾者等から、文書によるインフォームド・コンセントを得て研究を行う。(→16に必ず記載すること)

	☐ ③ インフォームド・コンセントを得ないで研究を行う。 (→18に必ず記載すること) ☐ ④ その他(具体的に:) ※原則的には、被験者から文書によるインフォームド・コンセントを得て研究を行う。 ※被験者が未成年者の場合は、代諾者(保護者等)からインフォームド・コンセントを得る必要がある。 さらに、16歳以上の未成年者の場合、代諾者と共に、被験者本人からもインフォームド・コンセントを得る必要がある。
15 代諾者(保護者等)からインフォームド・コンセントを得て研究を行う(14=②の場合) 注:代諾者からインフォームド・コンセントを得る必要がない(15=②でない)場合は、本欄への記載は不要。	[本研究の重要性] [被験者の参加が研究を実施するに当たり必要不可欠な理由] [代諾者等の選定方針]
16 「説明書(様式4)」に記載したインフォームド・コンセントの内容(該当するものすべてにチェック)	※「研究に関する被験者の方への説明文書(様式4)」への記載事項をチェック。 ☐ ① 研究の意義及び目的 ☐ ② 研究の方法 ☐ ③ 予測される研究の結果 ☐ ④ 研究期間 ☐ ⑤ 研究を実施する研究者 ☐ ⑥ 研究に関する資料の開示について ☐ ⑦ 研究への参加の任意性(研究への参加は任意であり、参加しないことで不利益な対応を受けないこと。また、いつでも同意を撤回でき、撤回しても何ら不利益を受けないこと。) ☐ ⑧ あなたにこの研究への参加をお願いする理由(被験者の選定方針) ☐ ⑨ 研究により期待される利益について ☐ ⑩ 研究参加に伴う危険又は不快な状態について ☐ ⑪ 個人情報の取り扱い(被験者のプライバシー保護に最大限配慮すること)

		☐ ⑫ 研究終了後の対応・研究成果の公表について ☐ ⑬ 研究のための費用 ☐ ⑭ 研究への企業・団体等の関与 ☐ ⑮ 研究に伴う補償(補償の有無、補償がある場合は補償内容) ☐ ⑯ 知的財産権の帰属(研究から知的財産権が生じること、権利の帰属先) ☐ ⑰ 問い合わせ先・苦情等の連絡先 ☐ ⑱ 【被験者からインフォームド・コンセントを得ることが困難な場合(15=②の場合)】 研究の重要性、被験者の参加が研究実施に当たり必要不可欠な理由 ☐ ⑲ そ の 他 ()
17 インフォームド・コンセントを得ないで研究を行う(14=③の場合) 注：被験者又は代諾者からインフォームド・コンセントを得る場合(14=①又は②)は、本欄への記載は不要。	(1) 研究対象	☐ ① 個人を特定できないデータ又はヒト由来の材料のみを用いる。 (→(3)以下へ) ☐ ② 個人を特定できるデータ又はヒト由来の材料を用いる。 (→(2)以下へ)
	(2) (1)=②の場合、使用する材料及びデータの種類	☐ ① 研究開始前に人体から採取された材料(試料)を用いる。(→17(5)②の措置を講じること) ☐ ② 人体から採取された材料(試料)を用いず、既存のデータのみを用いる。(→17(5)①の措置を講じること) ☐ ③ 人体から採取された材料(試料)を用いず、新たに収集したデータを用いる。(→17(5)②の措置を講じること) ☐ ④ そ の 他 (具 体 的 に :)
	(3) 研究の性質	① 研究が被験者に対する最小限の危険を超える危険を含むか。 ☐ 含む ☐ 含 ま な い (そ の 理 由 :) ② インフォームド・コンセントを免除することが被験者の不利益とな

		るか。 ☐ 不利益となる ☐ 不利益とならない(その理由：) ③インフォームド・コンセントを免除しなければ、實際上、本研究を実施できず、又は本研究の価値を著しく損ねるか。 ☐ 実施できる／研究の価値が損なわれない ☐ 実施できない／研究の価値が損なわれる (その理由：) ④研究が社会的に重要性の高いものであると認められるか。 ☐ 認められる(その理由：) ☐ 認められない
	(4) インフォームド・コンセントに代わる措置	☐ ①あり(→(5)へ) ☐ ②なし
	(5) (4)=①の場合、インフォームド・コンセントに代わる措置の内容	☐ ① 研究対象者が含まれる集団に対し、資料の収集・利用の内容を、その方法も含めて広報する。 ☐ ② 研究の実施についての情報を公開し、研究対象者となるものが研究対象者となることを拒否できるようにする。 ☐ ③ できるだけ早い時期に、被験者に事後的説明(集団に対するものも可)を与える。 ☐ ④ 長期間にわたって継続的に資料が収集又は利用される場合には、社会に、その実情を、資料の収集又は利用の方法も含めて広報し、社会へ周知される努力を払う。 ☐ ⑤ その他(具体的に：)
18 本研究の資金源		☐ ① 学内予算による研究経費(具体的に) ☐ ② 外部資金による研究費(具体的に：) ☐ ③ 共同研究経費・受託研究経費 ☐ ④ 研究実施のために費用はかか

	らない
19 本研究と企業・団体との関わり	☐ ① 本研究に企業等は関与しない。 ☐ ② 共同研究として実施。(相手先：) (注：ヒトを対象とした研究に関する事項を含む共同研究契約の手続きを別途行い、共同研究契約書の写しを添付すること。) ☐ ③ 受託研究として実施。(相手先：) (注：ヒトを対象とした研究に関する事項を含む受託研究契約の手続きを別途行い、受託研究契約書の写しを添付すること。)
	☐ ④ 本研究に関与する企業等はあるが、共同研究・受託研究として実施しない。(相手先： 関与の具体的内容：) (注：企業等へ研究成果などを提供する場合、個人情報保護・知的財産保護のため、共同研究・受託研究への移行が必要となる。また、研究の性質によっては、補償等の関係から共同研究・受託研究への移行が必要となる。)
20 研究に伴い被験者に健康被害等の有害事象が生じた場合の補償	☐ ① 有害事象は生じ得ないため、特別な補償はない。 ☐ ② 医療費等について、研究実施責任者が補償する。 ☐ ③ 医療費等について、本研究に関与する企業・団体等が補償する。 (注：この場合、契約書により企業との間で合意を得ていることが必要。) ☐ ④ 民間の損害保険により補償する。 (損害保険会社名：) (注：この場合、本研究について損害保険に加入していることが必要。) ☐ ④ その他(具体的に：)

21 研究実施に当たっての確認事項 (該当するものすべてにチェック)	【共通事項】 ☐①研究実施責任者に、研究を適正に実行するために必要な専門的知識及び経験が十分にあること。 ☐②研究者等は、研究を実施するに当たっては、一般的に受け入れられた科学的原則に従い、科学的文献その他科学に関連する情報源及び十分な実験に基づいていること。 ☐③研究実施責任者は、研究を実施するに当たり、被験者の個人情報の保護のために必要な措置を講じていること。 ☐④研究者等は、研究の結果を公表する場合には、被験者を特定できないように行うこと。 ☐⑤研究実施責任者は、研究により期待される利益よりも起こりうる危険が高いと判断される場合又は研究により十分な成果が得られた場合には、本研究を中止し、又は修了すること。 ☐⑥研究実施責任者は、研究を中止し、又は終了した場合には、その旨を研究機関の長へ報告すること。 ☐⑦研究実施責任者は、研究機関の長が重篤な有害事象その他の研究の適正性及び信頼性を確保するための調査を行う場合には、これに必要な情報を報告すること。 【他の研究機関と共同で研究を実施する場合】 ☐⑧研究実施責任者は、当該他の研究機関の研究実施責任者に対し、研究に起因する重篤な有害事象を報告すること。 【健康に影響を与えるような行為を伴うヒトを対象とする研究の場合】 ☐⑨本研究について、臨床経験が十分にある医師より適切な助言を得ていること。(医師名：) 【環境に影響を及ぼすおそれのある研究を実施する場合又は研究の実施に当たり動物を使用する場合】 ☐⑩研究者等は、環境への影響や動物の使用に対して十分な配慮をし
---	---

	ていること。 ☐ ⑪ そ の 他 ()
22 その他記載すべき事項	

様式4

	部局長印		所属長氏名印	印
--	------	--	--------	---

※ 本様式は、既に承認されている研究計画の軽微な変更・追加の申請についてのみ使用することができます。研究計画に大幅な変更・追加等がある場合は、新たな研究計画として申請を行って下さい。

ヒトを対象とした実験等計画変更・追加申請書

平成 年 月 日提出

日本体育大学長 殿

研究実施責任者

所属：

職名：

氏名： _____ 印

下記の研究について、研究計画の変更・追加を申請します。

1 研究計画名	
2 承認番号	
3 承認日	平成 年 月 日
4 変更・追加の種類	☐ ① 研究期間の変更

	☐ ② 被験者数の変更 ☐ ③ 共同研究機関の変更 ☐ ④ 研究実施責任者の変更 ☐ ⑤ 研究者・個人情報管理者等の変更 ☐ ⑥ 文 書 の 変 更 (文 書 名 :) ☐ ⑦ そ の 他 ()
5 変更・追加の内容	
6 変更・追加が軽微なものである根拠	

様式5

平成 年 月 日

審査結果通知書

受付番号 第 号

研究責任者 殿

日本体育大学長

研究課題名：

あなたの申請された上記の研究課題について審議した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 承認 承認番号 第 号

2 条件付承認：条件

3 変更の勧告

4 非該当

5 不承認

様式6

	部局長印		所属長氏名印	印
--	------	--	--------	---

ヒトを対象とした実験等に関する実施報告書

平成 年 月 日

学長 殿

実施責任者
所属
職名
氏名
印

1 研究課題(登録番号)	()
2 研究目的	
3 実施期間	承認日 ～ 年 月 日
4 研究の対象	

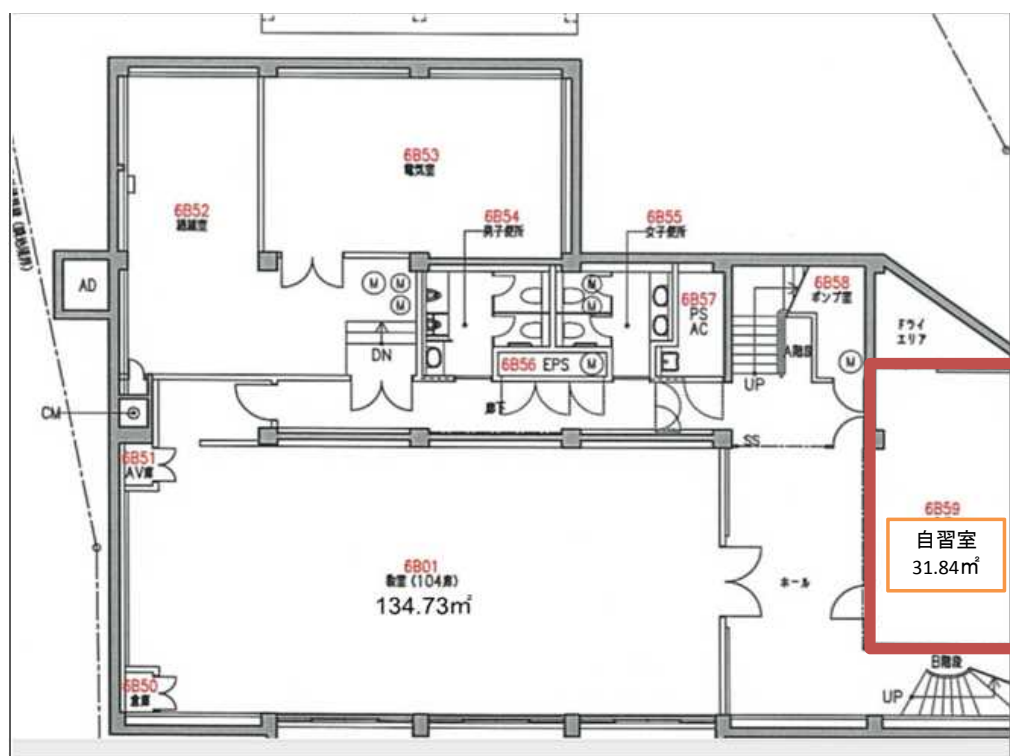
研究における倫理的配慮について

5 対象者等の人権への配慮について	① 申請書どおり処置された ② 申請内容を変更した
-------------------	------------------------------

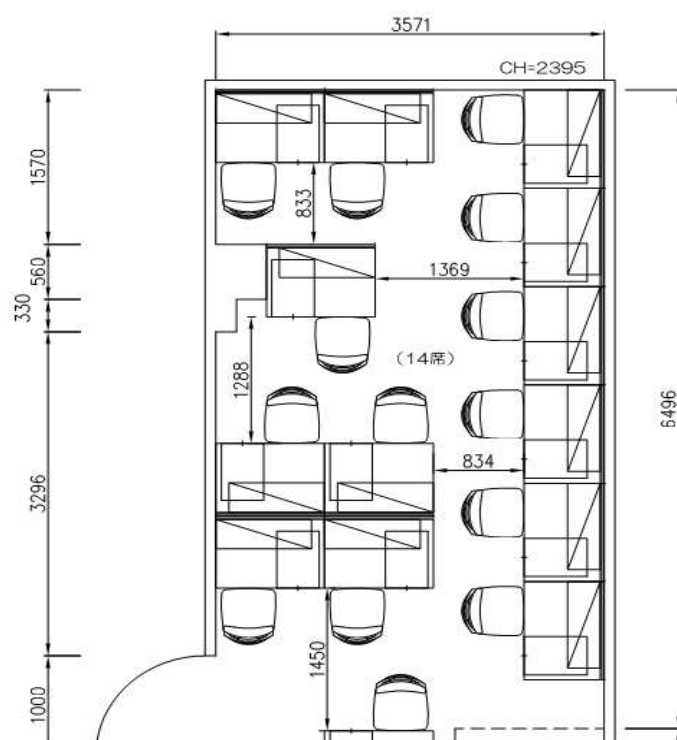
6 5にて、②を選択した場合の変更内容と理由	
7 対象者等に不利益及び危険が生じないための配慮について	① 申請書どおり処置された ② 申請内容を変更した
8 7にて、②を選択した場合の変更内容と理由	
9 対象者等に理解を求め、同意を得る方法について	① 申請書どおり処置された ② 申請内容を変更した
10 9にて、②を選択した場合の変更内容と理由	
11 研究成果	

東京・世田谷キャンパス6街区の大学院生の自習室の図面

【6街区地下1階平面図】

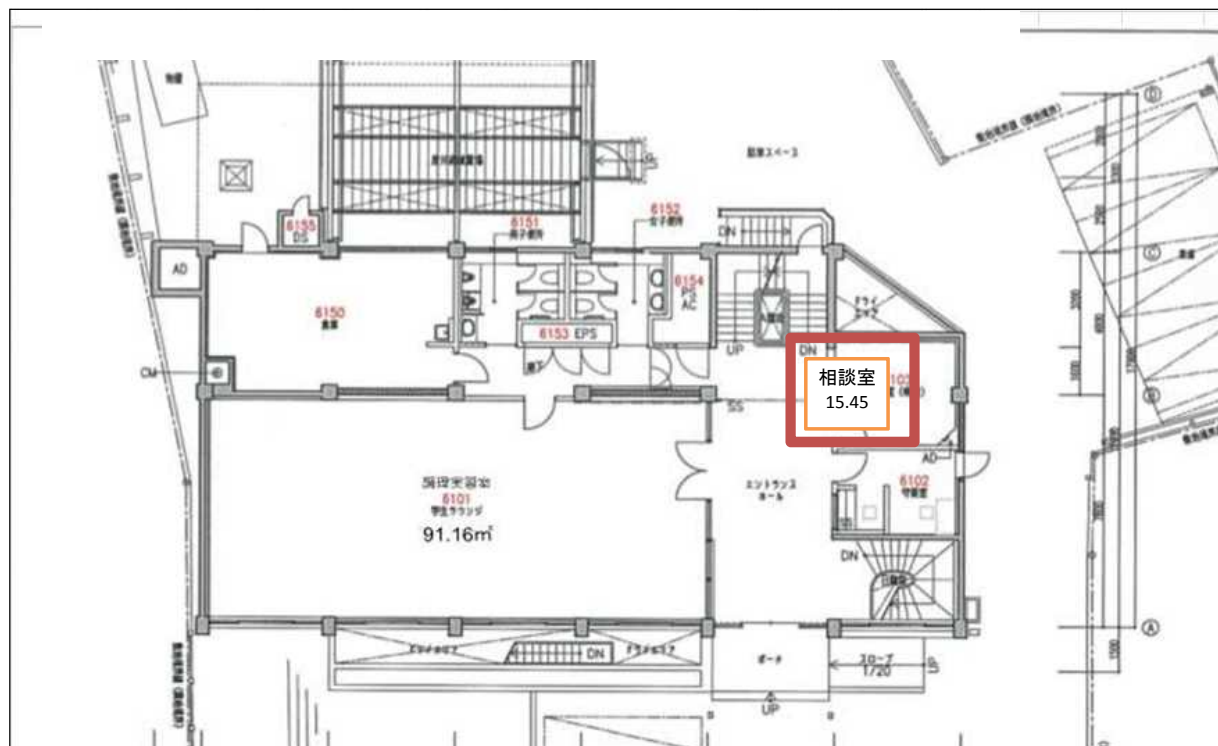


【大学院生自習室】

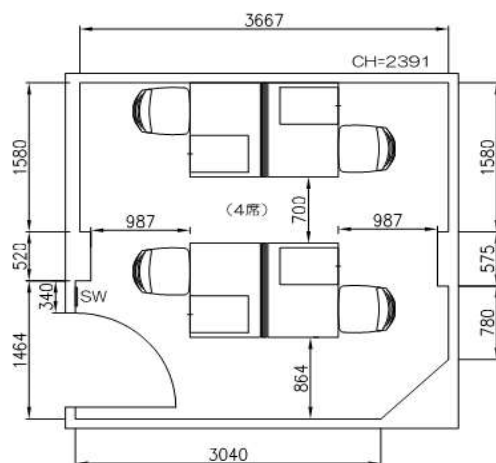


東京・世田谷キャンパス6街区の大学院生の相談室の図面

【6街区1階平面図】



【大学院生相談室】



前学期	開始 時間	終了 時間	月	学年	火	学年	水	学年	木	学年	金	学年	土	学年
1限	9:00	10:30												
2限	10:40	12:10												
3限	13:00	14:30												
4限	14:40	16:10												
5限	16:20	17:50	理科学習内容構成 セミナー(角屋・稲 田)6301	M2							体育科学習内容構 成セミナー(久保)6301	M2		
6限	18:00	19:30	社会科学習内容構 成セミナー(池野・猪 瀬)6302	M2							カリキュラム開発 講究(体育科教育 学)(今関・近藤)6 B01	D1		
			カリキュラム開発 講究(理科教育学) (稲田)6301	D1	教科教育特論(オム ニバス) 6301	M1	カリキュラム開発 講究(数学教育学) (島田)6301	D1	国語科学習内容構 成セミナー(府川・奥 泉)6301	M2	社会科実践研究 (池野) 6301	M1		
7限	19:40	21:10	算数科学習内容構 成セミナー(金本・島 田)6301	M2										
			カリキュラム開発 講究(社会科教育 学)(猪瀬)6302	D1	教科目標論(オムニ バス)6301	M1	カリキュラム開発 講究(国語教育学) (奥泉)6301	D1	国語科実践研究 (府川) 6301	M1	教科教育研究法(オ ムニバス)6301	M1		

※研究指導教員と日程 (曜日時限)を調整して 行なう科目	国語科特別研究Ⅰ (府川)	M2	社会科特別研究Ⅰ (池野)	M2	算数科特別研究Ⅰ (金本)	M2	理科特別研究Ⅰ (角屋)	M2	体育科特別研究Ⅰ (久保)	M2	体育科特別研究Ⅰ (今関)	M2
	国語科特別研究Ⅰ (奥泉)	M2	社会科特別研究Ⅰ (猪瀬)	M2	算数科特別研究Ⅰ (島田)	M2	理科特別研究Ⅰ (稲田)	M2	体育科特別研究Ⅰ (岡出)	M2	体育科特別研究Ⅰ (近藤)	M2
	カリキュラム開発 特別研究Ⅱ(国語 教育学)(府川)	D2	カリキュラム開発 特別研究Ⅱ(社会 科教育学)(池野)	D2	カリキュラム開発 特別研究Ⅱ(数学 教育学)(金本)	D2	カリキュラム開発 特別研究Ⅱ(理科 教育学)(角屋)	D2	カリキュラム開発 特別研究Ⅱ(体育 科教育学)(今関・ 近藤)	D2		
	カリキュラム開発 特別研究Ⅲ(国語 教育学)(府川)	D3	カリキュラム開発 特別研究Ⅲ(社会 科教育学)(池野)	D3	カリキュラム開発 特別研究Ⅲ(数学 教育学)(金本)	D3	カリキュラム開発 特別研究Ⅲ(理科 教育学)(角屋)	D3	カリキュラム開発 特別研究Ⅲ(体育 科教育学)(今関・ 近藤)	D3		

後学期	開始 時間	終了 時間	月	学年	火	学年	水	学年	木	学年	金	学年	土	学年
1限	9:00	10:30												
2限	10:40	12:10												
3限	13:00	14:30												
4限	14:40	16:10												
5限	16:20	17:50							算数科実践研究 (金本)6301	M1	理科教材開発セ ミナー(角屋)6202	M2		
6限	18:00	19:30	国語科教材開発セ ミナー(府川・奥 泉)6301	M2	教科科学習指導論(オ ムニバス)6301	M1			体育科教材開発セ ミナー(岡出)6301	M2	理科実践研究(角 屋)6202	M1		
7限	19:40	21:10	社会科教材開発セ ミナー(池野・猪 瀬)6301	M2	教科評価論(オムニ バス)6301	M1	体育科実践研究 (今関) 6B01	M1	算数科教材開発セ ミナー(金本・島 田)6301	M2	体育科実践研究 (今関) 6B01	M1		

※研究指導教員と日程 (曜日時限)を調整して 行なう科目	国語科特別研究Ⅱ (府川)	M2	社会科特別研究Ⅱ (池野)	M2	算数科特別研究Ⅱ (金本)	M2	理科特別研究Ⅱ (角屋)	M2	体育科特別研究Ⅱ (久保)	M2	体育科特別研究Ⅱ (今関)	M2
	国語科特別研究Ⅱ (奥泉)	M2	社会科特別研究Ⅱ (猪瀬)	M2	算数科特別研究Ⅱ (島田)	M2	理科特別研究Ⅱ (稲田)	M2	体育科特別研究Ⅱ (岡出)	M2	体育科特別研究Ⅱ (近藤)	M2
	カリキュラム開発 特別研究Ⅰ(国語 教育学)(府川)	D1	カリキュラム開発 特別研究Ⅰ(社会 科教育学)(池野)	D1	カリキュラム開発 特別研究Ⅰ(数学 教育学)(金本)	D1	カリキュラム開発 特別研究Ⅰ(理科 教育学)(角屋)	D1	カリキュラム開発 特別研究Ⅰ(体育 科教育学)(今関・ 近藤)	D1		

青字:博士後期課程(D) 黒字:博士前期課程(M)

○日本体育大学大学院研究科委員会規程（案）

昭和50年7月18日

理事会制定

（趣旨）

第1条 この規程は、日本体育大学大学院学則第8条第2項の規定に基づき、日本体育大学大学院体育科学研究科委員会及び日本体育大学院教育学研究科委員会(以下、合わせて「研究科委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

（組織）

第2条 研究科委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 研究指導教員

（委員長及び会議の招集）

第3条 研究科委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は研究科長をもって充て、会議を招集し、議長となる。
- 3 研究科委員会は、委員長が必要と認めたとき又は構成員の3分の1以上から付議すべき事項を示して委員会の招集の要請があったときに、招集するものとする。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代行する。

（審議）

第4条 研究科委員会は、次に掲げる事項について学長が決定を行うに当り、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、課程の修了及び学位の授与に関する事項
 - (2) 前号のほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
- 2 研究科委員会は、前項に定める事項のほか、学長・研究科長がつかさどる教育研究に関する事項を審議するとともに、学長・研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。なお、教育研究に関する事項とは、次に掲げる事項をいう。また、審議とは、論議し、検討することを意味し、決定権を含意するものではない。
- (1) 授業及び試験等に関する事項
 - (2) 学生の休学及び留学等に関する事項
 - (3) 学生の生活指導、福利厚生、奨学及び就職等に関する事項

- (4) 学生の表彰及び懲罰に関する事項
- (5) 研究計画、共同研究及び受託研究その他研究に関する事項
- (6) 教育研究における教員の人事に関する事項
- (7) 教育研究における大学院の施設及び設備並びに運営及び予算に関する事項
- (8) 教育研究における予算に関する事項
- (9) 学部長会から、研究科委員会に意見を求められた事項
- (10) その他研究科の教育及び研究に関する事項

3 前項のうち、博士後期課程に係る事項については、博士後期課程の担当教員で構成する委員会(以下「博士委員会」という。)において審議するものとする。

(議案の提出)

第5条 議案は原則として委員長が提出する。

- 2 研究科委員会の構成員は、議案を研究科委員会に提出することができる。この場合、3人以上の賛成者の連署を必要とし、その理由を付し、あらかじめ委員長に提出しなければならない。
- 3 第9条第1項に定める常設委員会の委員長は、審議事項について、当該委員会の議決により議案を研究科委員会に提出することができる。ただし、提案の理由を付し、あらかじめ委員長に提出しなければならない。

(修正動議)

第6条 研究科委員会の構成員は、議案に対する修正動議を提出することができる。

- 2 修正動議の提出に当たっては、1人以上の賛成者を必要とする。

(定足数並びに議決及び決定)

- 第7条 研究科委員会は、構成員(公務出張を命じられた者、休職及び停職中の者を除く。)の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。
- 2 研究科委員会は、第4条の審議において意見を述べるに当り、議決することができる。なお、審議事項に係る判断(最終決定)は、学長が行う。
 - 3 研究科委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局長の出席)

- 第8条 事務局長(事務局長に事故がある時は、その代理者)は、研究科委員会に出席し、議長の求めに応じ議事について意見を述べるができる。
- 2 議長が必要と認めたときは、関係職員を研究科委員会に出席させ意見を述べさせることができる。

(博士委員会、学系主任会議及び常設委員会の設置等)

第9条 研究科委員会の審議事項を事前に審議し、研究科委員会に議案を提出又は審議の結果を報告するため、大学院に常設委員会を置き、体育科学研究科委員会に博士委員会及び学系主任会議を、教育学研究科委員会に博士委員会を、それぞれ置き、必要な事項を付託する。

2 博士委員会に関し、必要な事項は別に定める。

3 前項の博士委員会の委員長は研究科長をもって充てる。

4 学系主任会議に関し、必要な事項は別に定める。

5 前項の学系主任会議の議長は研究科長をもって充てる。

6 第1項の常設委員会は、研究科委員会から付託を受けた事項を審議し、又はその所管事項について、自ら調査、審議する。

7 第1項に定める常設委員会は、研究科担当教員審査委員会、研究科入学試験委員会、研究科教務委員会、日本体育大学大学院学術奨励賞選考委員会及び奨学金返還免除に関する選考委員会とし、所管事項及び担当部署は、次に掲げるとおりとする。

委員会名	所管事項	担当課
研究科担当教員審査委員会	(1) 研究科担当教員の選考基準の設定、改廃に関する事項 (2) 研究科担当教員の資格審査に関する事項	企画部庶務課 学生支援センター学習支援部門
研究科入学試験委員会	(1) 入学者選抜の企画及び実施に関する事項 (2) 入学試験問題の作成及び採点に関する事項 (3) 入学者選抜に関する事項 (4) 外国人留学生の受入れに関する事項 (5) その他入学試験に関する事項	アドミッションセンター
研究科教務委員会	(1) 教育課程の編成に関する事項 (2) 時間割編成に関する事項	企画部課程・評価課 学生支援センター学習支援部門

	(3) 授業及び試験に関する事項 (4) 退学、転学、留学又は休学に関する事項 (5) 学位論文及び課程の修了に関する事項 (6) その他教務に関する事項	
日本体育大学大学院学術奨励賞選考委員会	(1) 学術奨励賞の選考に関する事項 (2) その他学術奨励賞に関する事項	学生支援センター学習支援部門
奨学金返還免除に関する選考委員会	(1) 奨学金返還免除に関する事項 (2) その他奨学金返還免除に関する事項	学生支援センター生活支援部門

8 常設委員会の委員は、研究科委員会構成員のうちから学長が任命する。

9 常設委員会は、研究科長、体育科学研究科の各学系及び教育学研究科から推薦された研究科委員会構成員それぞれ2名及び研究科長が指名した者をもって構成する。

10 常設委員会に属する委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

11 常設委員会に委員長及び副委員長を置く。

(1) 委員長は、学長が指名する。

(2) 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(3) 副委員長は、委員の互選による。

(4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは委員長の職務を代行する。

12 常設委員会の議事については、第7条及び第8条を準用する。ただし、研究科担当教員審査委員会を除き、第7条第1項中「3分の2」は「過半数」と読み替えるものとする。

13 常設委員会の委員長は、委員会の審議の経過及び結果を研究科委員会に報告しなければならない。研究科委員会から中間報告を求められた場合も同様とする。

(事務)

第10条 研究科委員会の事務は関係事務担当部署において処理する。ただし、議事録の取りまとめについては、学生支援センター学習支援部門において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、研究科委員会の運営について必要な事項は、研究科委員会が定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、研究科委員会及び学部長会の議を経て理事会が行う。

附 則

この規程は、昭和50年7月18日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成7年10月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成19年5月28日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成23年5月23日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成**25**年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成**27**年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成**29**年4月1日から施行する。

○日本体育大学及び日本体育大学大学院自己点検・評価等委員会規程

平成17年12月16日
理事会制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人日本体育大学自己点検・評価等に関する規程第5条に基づき、日本体育大学及び日本体育大学大学院(以下、合わせて「本学」という。)が自己点検・評価を行うため又は認証評価を受けるために設置する日本体育大学及び日本体育大学大学院自己点検・評価等委員会(以下「委員会」という。)について、必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 委員会は、本学における教育及び研究等の活動について、自己点検・評価の実施項目、内容、方法及び結果の活用方法の具体策を策定し、自己点検・評価の実施及び推進に当たる。

2 委員会は、認証評価を受けるための資料作成に当たる。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 大学院研究科長
- (5) 事務局長
- (6) その他学長が推薦する者 若干名

(委員の任期)

第4条 前条第6号の委員の任期は、4年とし、再任を妨げない。

(委員会の委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は学長、副委員長は副学長又は学部長の中から委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は議長となる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、自己点検・評価及び認証評価に関して、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営等に関しては、学長が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会及び専門部会の庶務は、企画部課程・評価課において処理する。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、学部長会の議を経て理事長が行う。

附 則

1 この規程は、平成17年12月16日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、平成7年4月1日施行の日本体育大学自己点検・評価委員会規程、日本体育大学大学院自己点検・評価委員会規程及び日本体育大学女子短期大学部自己点検・評価委員会規程は、廃止する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成18年7月21日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、改正の日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成25年12月20日から施行する。

(下位規程の失効)

2 この規程の効力発生に伴い、日本体育大学及び日本体育大学大学院並びに日本体育大学女子短期大学部自己点検・評価委員会規程細則は、効力を失う。

附 則

(施行日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

○FD委員会規程

平成18年3月7日
教授会制定

第1条 委員会規程第2条に基づき、FD(ファカルティ・ディベロップメント)委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会は、教育理念及び教育目標に基づき、教育活動、教授法及び教員の相互研鑽の支援並びに教育効果などに関して恒常的に検討を行い、教員の資質の向上を図ることを目的とする。

第3条 委員会は、次の事項について審議し、実施する。

- (1) FDに関する企画及び調査に関する事項
- (2) FDに関する報告書等の作成に関する事項
- (3) その他FDに関する活動を促進するための事項

2 委員会は、前項の事項を審議・実施するにあたり、他の本学委員会に委嘱することができるものとする。

第4条 委員会は、次の号に掲げる者をもって組織し、学長が委嘱する。

- (1) 副学長
- (2) 体育学部各学科 1名
- (3) 児童スポーツ教育学科各コース 1名
- (4) 保健医療学部各学科 1名
- (5) 学長室長
- (6) 企画部長
- (7) 企画部課程・評価課長
- (8) その他学長が必要と認めた者 若干名

第5条 必要に応じ委員会に、重要事項を審議するため専門委員会を置くことができる。

第6条 委員会の庶務は、企画部課程・評価課が処理する。

第7条 この規程の改廃は、学部長会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。